

【表紙】

| | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 殿 |
| 【提出日】 | 平成31年3月8日提出 |
| 【発行者名】 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 岩本 信之 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 松葉 恭明 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5555-3431 |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンド |
| 【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 | 3兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンド

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

3兆円を上限とします。

(4) 【発行(売出)価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）

(7) 【申込期間】

2019年3月9日から2019年9月10日まで（継続申込期間）
（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

委託会社にお問合わせ下さい。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。
株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

受益権の取得申込者は、申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

香港証券取引所の休業日と同じ日付の日を申込受付日とする受益権の取得および換金の申込みの受け付けは、行ないません。

申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

委託会社の各営業日()の午後3時までに受付けた取得および換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを)、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎで行なわれる申込みは、翌営業日()の取扱いとなります。

()前 の申込受付中止日を除きます。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします(以下同じ。)。

取得申込金額に利息は付きません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、一部解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、アジア地域の株式、高利回り事業債および不動産投資信託証券を実質的な主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

| | | |
|------|---------------|--|
| 商品分類 | 単位型投信・追加型投信 | 追加型投信 |
| | 投資対象地域 | 海外 |
| | 投資対象資産(収益の源泉) | 資産複合 |
| 属性区分 | 投資対象資産 | その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信））） |
| | 決算頻度 | 年4回 |
| | 投資対象地域 | アジア |
| | 投資形態 | ファンド・オブ・ファンズ |
| | 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「追加型投信」...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」...目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」...目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年4回」...目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
- ・「アジア」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ

- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

| 単位型投信・追加型投信 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） |
|-------------|--------|-----------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| 追加型投信 | 海外 | 不動産投信 その他資産 () |
| | 内外 | 資産複合 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|--|--------------|-------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル | | |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり () |
| | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| 不動産投信 | | オセアニア | | |
| その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型) (株式、債券、不動産投信)) | 日々 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| 資産複合 () | その他 () | アフリカ | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | 中近東 (中東) | | |
| | | エマージング | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1,550億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 アジア地域の株式^(注1)、高利回り事業債(ハイ・イールド債)^(注2) およびリート^(注3)に投資します。

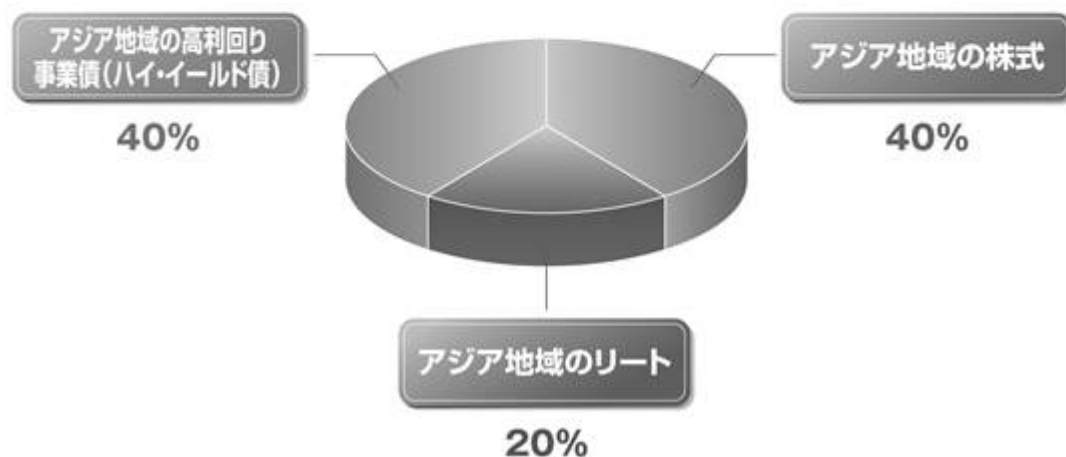
(注1) 「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※DR：Depositary Receiptの略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

(注2) ディストレス債、デフォルト債および格付けのない債券等にも投資する場合があります。
(後掲の「◆ハイ・イールド債とは…」をご参照下さい。)

(注3) リートについては、アジア地域（日本を除きます。）に加えてオセアニア地域に投資を行なう場合があります。

●各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。



(注) 標準組入比率を示したものであり、実際の組入比率とは異なります。

2 アジア地域^(注1)の株式への投資にあたっては、企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄選択を行ないます。

(注1) アジア地域（日本を除きます。）とは、中国（香港を含みます。）、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、インド等をいいます。

- インドを除くアジア地域の株式^(注2)の運用については、ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドの助言を受けます。

(注2) 株価に連動する有価証券を活用する場合があります。

〈ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッドについて〉

- ・ダイワ・アセット・マネジメント（ホンコン）リミテッド（所在地：香港）は、1988年に香港において設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
- ・アジア株式の運用・調査業務などを行なっています。

〈ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドについて〉

- ・ダイワ・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（所在地：シンガポール）は、1994年にシンガポールにおいて設立された会社で、大和証券投資信託委託株式会社の海外現地法人です。
- ・アジア株式の運用・調査業務などを行なっています。

- インドの企業の株式の運用については、SBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。

〈SBI Funds Management Private Limitedについて〉

- ・SBI Funds Management Private Limitedは、インドステイト銀行（State Bank of India）傘下の運用会社です。1992年2月に設立され、2004年12月にはフランスの大手運用会社であるソシエテ・ジェネラル・アセット・マネジメントの資本参加を受けました。同社は2009年12月末の運用会社の統合により現在はアムンディとなっています。
- ・インドステイト銀行は1955年設立の、インド政府が大半の株式を所有する国有銀行であり、インド国内における大手銀行の一つです。
- ・SBI Funds Management Private Limitedは、インド国有のインドステイト銀行と、グローバルなネットワークを有するアムンディ・グループとの関係を最大限に活かし、資産運用業務を行なっています。

3 アジア地域の高利回り事業債（ハイ・イールド債）への投資にあたっては、主として活動の大半がアジア地域で営まれている発行体が発行する高利回り事業債（ハイ・イールド債）に投資を行ないます。

- アジア地域の高利回り事業債（ハイ・イールド債）の運用は、FILファンド・マネジメント・リミテッドが行ないます。

フィデリティの概要

フィデリティは、世界有数の資産運用会社として、アジア太平洋、欧州、中近東、南アメリカを含む25以上の国において、投資家向けにさまざまなアセットクラスを網羅する投資商品や、リタイアメント・ソリューションを提供しています。

*フィデリティはフィデリティ投信株式会社、FILインベストメンツ・インターナショナルおよび傘下の資産運用サービスを提供する企業を指します。

◆ハイ・イールド債とは…

- 債券などの格付会社（S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ（Moody's）など）によって格付けされる債券の信用度でBB格相当以下に格付けされている事業債をいいます。
- 将来的なデフォルト（債務不履行）の可能性が高い分、利回り（イールド）も相対的に高くなっています。
- 金利動向の影響のほか、発行企業の財務内容等の変化、格付動向等の影響を強く受け、上位に格付けされた債券に比べて価格が大きく変動します。

| 信用度 | | S&Pの場合 | ムーディーズの場合 |
|-------------|---|--------|-----------|
| 高い 投資適格債 | ↑ | AAA | Aaa |
| | | AA | Aa |
| | | A | A |
| | | BBB | Baa |
| ハイ・イールド債 | ↓ | BB | Ba |
| | | B | B |
| | | CCC | Caa |
| | | CC | Ca |
| | | C | C |
| | | D | |
| 低い | | | |

- 債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ（Moody's）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。
- 信用度の低い格付けをもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く（信用リスクが大きく）なります。
- 付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

◆ディストレス債とは…

- 発行企業の財務状況や信用力の悪化により著しく価格が低下した債券をいいます。

◆デフォルト債とは…

- デフォルトとは一般的には債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしくは遅延などをいい、このような状態にある債券をデフォルト債といいます。

4 アジア地域^(注)のリートへの投資にあたっては、個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。

(注) アジア地域（日本を除きます。）に加えてオセアニア地域に投資を行なう場合があります。

- アジア地域のリークの運用については、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクの助言を受けます。

〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・優先証券や大型バリューストックなどインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。

投資対象ファンド

- ①ダイワ・アジア株マザーファンド
- ②ダイワ・インド株マザーファンド
- ③ダイワ・アジアリート・マザーファンド
- ④フィデリティ・ファンズ-アジア・ハイ・イールド・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて、アジア地域の株式、高利回り事業債（ハイ・イールド債）およびリートに投資します。



※中国（香港を含みます。）、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム等（日本およびインドを除きます。）

(注) くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- ・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5 毎年3、6、9、12月の各15日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないません。

〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、継続した分配を行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- ◆上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ◆分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ◆ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

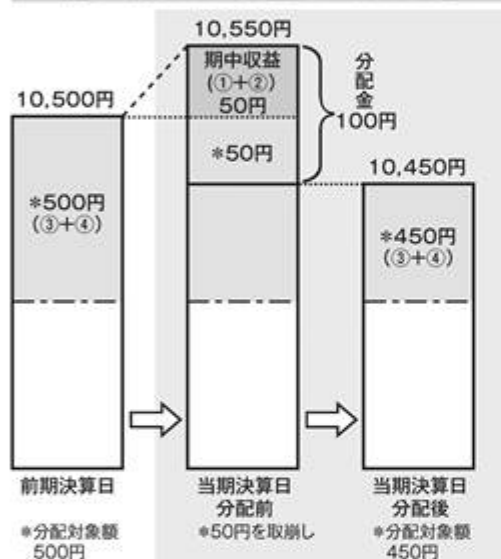
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



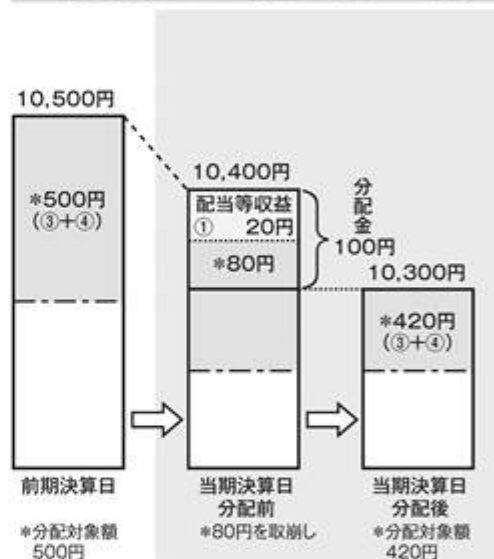
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）



（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

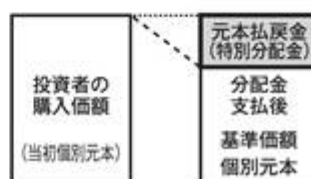
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがかさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金)減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

投資対象ファンドの概要

I. ダイワ・アジア株マザーファンド

| | |
|--------------|---|
| 形態 | 証券投資信託／親投資信託 |
| 運用の基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | アジア地域の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。以下同じ。)する企業の株式およびDR(預託証券) |
| 投資態度等 | <p>①主として、アジア地域(中国(香港を含みます。)、韓国、シンガポール、台湾、マレーシア、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム等(日本およびインドを除きます。))の株式*に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄選択を行ないます。運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント(ホンコン)リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドの助言を受けます。(ダイワ・アセット・マネジメント(ホンコン)リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドは、委託会社の海外現地法人です。)</p> <p>③株式*の組入比率は、原則として高位を維持しますが、経済情勢や投資環境等の急変あるいは証券・金融市場の混乱が起きた場合、または起きることが想定される場合、一時的に株式の組入比率を引下げることがあります。</p> <p>④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。</p> <p>⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p> <p>*DR(預託証券)を含みます。また、株価に連動する有価証券を活用する場合があります。</p> |
| 信託期間 | 無期限(2007年6月29日当初設定) |
| 決算日 | 毎年12月15日(休業日の場合翌営業日) |
| 収益分配方針 | 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。 |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 運用管理費用(信託報酬) | かかりません。 *投資助言を行なうダイワ・アセット・マネジメント(ホンコン)リミテッドおよびダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドが受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。 |
| 信託事務の諸費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |

II. ダイワ・インド株マザーファンド

| | |
|---------|--|
| 形態 | 証券投資信託／親投資信託 |
| 運用の基本方針 | 信託財産の成長をめざして運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | インドまたはその他の国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。以下同じ。)するインドの企業の株式およびDR(預託証券) |
| 投資態度等 | <p>①主としてインドまたはその他の国の金融商品取引所に上場するインドの企業の株式およびDR(預託証券)に投資し、信託財産の成長をめざします。</p> <p>②インドの企業の株式(DRを含みます。)から企業のファンダメンタルズ、成長性等を総合的に勘案して銘柄選択を行ないます。</p> <p>③株式(DRを含みます。)の組入比率は、原則として高位(信託財産の純資産総額の80%程度以上)とします。</p> |

| | |
|------------------|--|
| 投資態度等 (つづき) | ④保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑤大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 ◆運用については、SBI Funds Management Private Limitedの助言を受けます。同社は、インドステイト銀行(State Bank of India)傘下の運用会社で、1992年2月に設立され、2004年12月にはフランスの大手運用会社であるソシエテ・ジェネラル・アセット・マネジメント(アムンディ・グループの一員)の資本参加を受けました。インドステイト銀行は1955年設立の、インド政府が大半の株式を所有する国有銀行であり、インド国内における大手銀行の一つです。SBI Funds Management Private Limitedは、インド国有のインドステイト銀行と、グローバルなネットワークを有するアムンディ・グループとの関係を最大限に活かし、資産運用業務を行なっています。 |
| 信託期間 | 無期限(2007年1月31日当初設定) |
| 決算日 | 毎年12月7日(休業日の場合翌営業日) |
| 収益分配方針 | 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。 |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | かかりません。 ※投資助言を行なうSBI Funds Management Private Limitedが受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。 |
| 信託事務の諸費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(インド株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) |

Ⅲ. ダイワ・アジアリート・マザーファンド

| | |
|---------|--|
| 形態 | 証券投資信託／親投資信託 |
| 運用の基本方針 | 信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。 |
| 主要投資対象 | アジア地域(日本を除きます。以下同じ。)の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。以下同じ。)および店頭登録(登録予定を含みます。以下同じ。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。) |
| 投資態度等 | ①主として、アジア地域の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 ②個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクの助言を受けます。 ③不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。 ④アジア地域の不動産投資信託証券に加えてオセアニア地域の不動産投資信託証券に投資を行なう場合があります。 ⑤保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。 ⑥大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。 |

| | |
|------------------|--|
| 投資態度等 (つづき) | <p style="text-align: center;">〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉</p> <ul style="list-style-type: none"> • 米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。 • リート運用では最大級の資産規模。 • ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。 • 優先証券や大型バリューストックなどインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。 • 所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク |
| 信託期間 | 無期限（2007年6月29日当初設定） |
| 決算日 | 毎年12月15日（休業日の場合翌営業日） |
| 収益分配方針 | 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行ないません。 |
| 申込手数料 | かかりません。 |
| 運用管理費用 (信託報酬) | かかりません。 *投資助言を行なうコーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。 |
| 信託事務の諸費用 | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。 |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） |

IV. フィデリティ・ファンズーアジアン・ハイ・イールド・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズーアジアン・ハイ・イールド・ファンド |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)／オープンエンド型／米ドル建て |
| 主な投資対象 | 主として活動の大半がアジアで営まれている発行体が発行する高利回り事業債（ハイ・イールド債券）。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FILファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FILインベストメント・マネジメント（ルクセンブルグ）・エスエイ |
| 投資目的 | 主として、活動の大半がアジアで営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> • ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 • 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 • ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：年率1.00% |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益の全てについて分配を行なう方針です。 |

注）管理報酬は年率1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.30%については、ファンドに割戻しを行ないます。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|------------|--------------------------------------|
| 2007年6月29日 | 信託契約締結、当初設定、運用開始 |
| 2016年9月9日 | 信託期間終了日を2022年6月15日に変更（当初は2017年6月15日） |

(3) 【ファンドの仕組み】

| | | |
|--------------------------|--|--|
| 受益者 | お申込者 | |
| 収益分配金（注1）、償還金など お申込金（ 4） | | |
| お取扱窓口 | 販売会社 | <p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p> |
| 1 | 収益分配金、償還金など お申込金（ 4） | |
| 委託会社 | 大和証券投資信託委託株式会社 | <p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないません。なお、各マザーファンドの運用については、投資顧問会社（注2）の助言を受けます。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p> |
| 運用指図 | 2 | 損益 信託金（ 4） |
| 受託会社 | <p>三井住友信託銀行株式会社</p> <p>再信託受託会社： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> | <p>信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p> |
| 損益 投資 | | |
| 投資対象 | 投資信託証券 など | |

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社（名称等については、前(1)の<ファンドの特色>をご参照下さい。）は、委託会社との投資顧問契約（ 3）に基づき、委託会社に対して、マザーファンドの信託財産の運用に関する助言を行ないません。

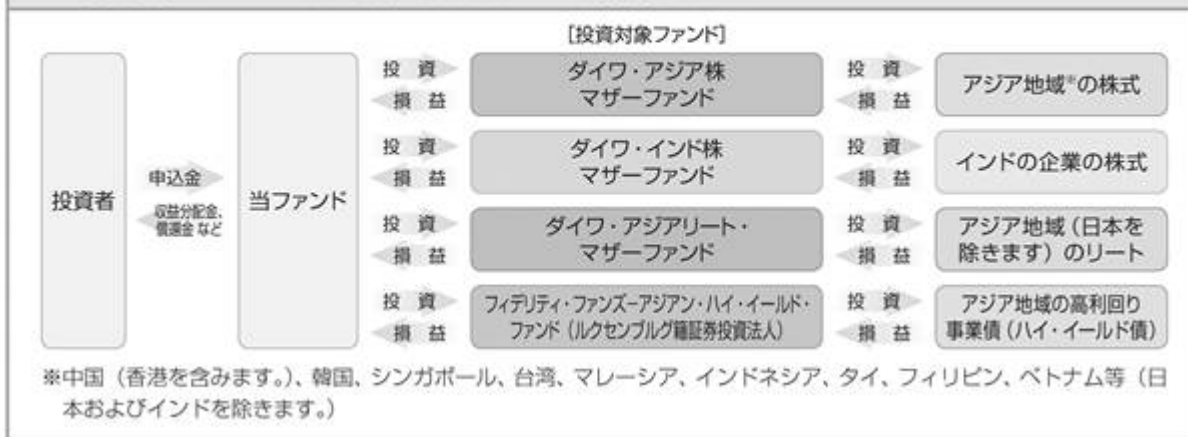
- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

- 3：委託会社と投資顧問会社の間で締結されます。投資顧問サービスの内容および報酬、運用の責任等が規定されています。
- 4：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の4本の投資信託証券への投資を通じて、アジア地域の株式、高利回り事業債（ハイ・イールド債）およびリートに投資します。



< 委託会社の概況（2018年12月末日現在） >

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

| | |
|-------------|--|
| 1959年12月12日 | 設立登記 |
| 1960年 2月17日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1960年 4月 1日 | 営業開始 |
| 1985年11月 8日 | 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。 |
| 1995年 5月31日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。 |
| 1995年 9月14日 | 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。 |
| 2007年 9月30日 | 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号) |

・大株主の状況

| 名称 | 住所 | 所有株式数 | 比率 |
|----------------|-------------------|----------------|-------------|
| 株式会社大和証券グループ本社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 | 株 2,608,525 | % 100.00 |

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

下記の1.から3.までに掲げるファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券および下記の4.に掲げる外国投資法人の投資証券（これらを以下総称して「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

1. ダイワ・アジア株マザーファンドの受益証券
2. ダイワ・インド株マザーファンドの受益証券
3. ダイワ・アジアリート・マザーファンドの受益証券
4. フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）の投資証券（米ドル建）

投資態度

イ. 主として、投資するファンドを通じてアジア地域の株式、高利回り事業債（ハイ・イールド債）および不動産投資信託証券（リート）に投資を行ない、配当等収益の確保と信託財産の成長をめざします。

高利回り事業債については、主として活動の大半がアジア地域で営まれている発行体が発行する高利回り事業債に投資を行ないます。不動産投資信託証券については、アジア地域に加えてオセアニア地域に投資を行なう場合があります。

ロ. 投資対象ファンドの投資信託証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。

ダイワ・アジア株マザーファンドの受益証券およびダイワ・インド株マザーファンドの受益証券の合計

.....信託財産の純資産総額の40%

ダイワ・アジアリート・マザーファンドの受益証券

.....信託財産の純資産総額の20%

フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンドの投資証券

.....信託財産の純資産総額の40%

ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

（注）高利回り事業債への投資においては、格付けの低い債券のほかディストレス債、デフォルト債および格付けのない債券等にも投資する場合があります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

| | |
|---------|--|
| 投資先ファンド | フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人） |
| 選定の方針 | 主として、活動の大半がアジアで営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指すファンドである。 |

| | |
|---------|---|
| 投資先ファンド | 主としてアジア地域（日本を除く。以下同じ。）の金融商品取引所（ ）上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（「ダイワ・アジアリート・マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用を行ないます。） |
| 選定の方針 | アジア地域の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案します。 |

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1.から3.までに掲げる親投資信託（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の4.に掲げる外国投資法人の投資証券（1.から4.までに掲げる投資信託証券を、以下総称して「指定投資信託証券」といいます。）、ならびに次の5.から8.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・アジア株マザーファンドの受益証券

2. ダイワ・インド株マザーファンドの受益証券

3. ダイワ・アジアリート・マザーファンドの受益証券

4. フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）の投資証券（米ドル建）

5. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前5.の証券または証書の性質を有するもの

7. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

8. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は、次のとおりです。

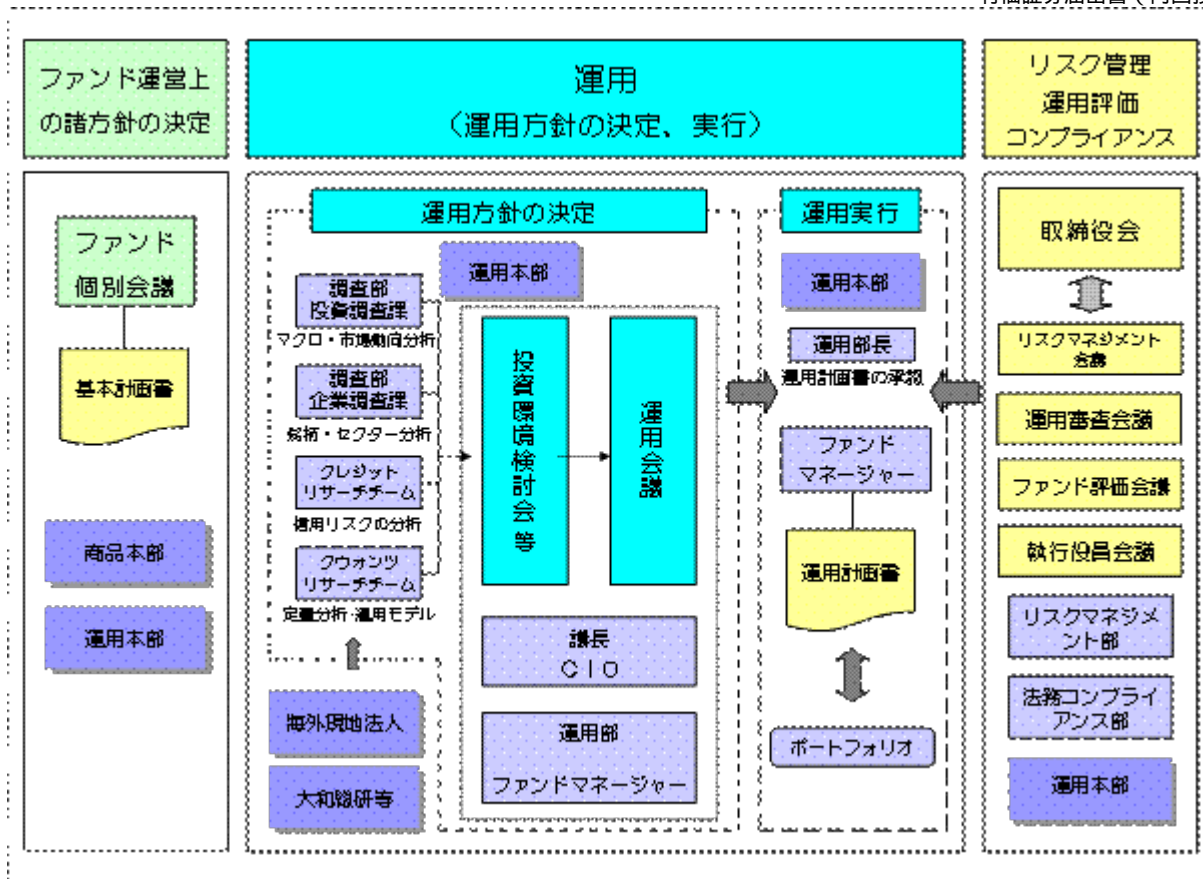
| | |
|------------|---|
| 投資先ファンドの名称 | フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人) |
| 運用の基本方針 | 主として、活動の大半がアジアで営まれている発行体の高利回り事業債（ハイ・イールド債券）に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。 |
| 主要な投資対象 | 主として活動の大半がアジアで営まれている発行体が発行する高利回り事業債（ハイ・イールド債券）。 |
| 委託会社の名称 | 運用会社：F I L ファンド・マネジメント・リミテッド（バ ミューダ） |

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格<ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。なお、各マザーファンドの運用については、投資顧問会社の助言を受けます。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更

- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2018年12月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、継続した分配を行なうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．委託会社は、指定投資信託証券に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券（総称して「不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> 投資対象ファンドについて

1. ダイワ・アジア株マザーファンド
2. ダイワ・インド株マザーファンド

下記以外の項目(「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用(信託報酬)」等)については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

| | |
|--------|---|
| 主な投資制限 | 株式への投資割合には、制限を設けません。 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 |
| 償還条項 | 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |

3. ダイワ・アジアリート・マザーファンド

下記以外の項目(「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用(信託報酬)」等)については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

| | |
|--------|---|
| 主な投資制限 | 株式への直接投資は、行ないません。 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。 同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 |
| 償還条項 | 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 |

4. フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

〈価額変動リスク〉

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式、高利回り事業債（ハイ・イールド債）、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

〈基準価額の主な変動要因〉

| | | | |
|-----------------------------------|------------|-------|------|
| 株価変動リスク | 株式市況 | 株 価 | 基準価額 |
| | 改 善 | → | 上昇要因 |
| | 悪 化 | ↘ | 下落要因 |
| 高利回り事業債 （ハイ・イールド債） の価格変動リスク | ハイ・イールド債状況 | 債券価格 | 基準価額 |
| | 改 善 | → | 上昇要因 |
| | 悪 化 | ↘ | 下落要因 |
| リートの 価格変動リスク | リート市況 | リート価格 | 基準価額 |
| | 改 善 | → | 上昇要因 |
| | 悪 化 | ↘ | 下落要因 |
| 外貨建資産の 為替リスク | 為替相場 | 円換算価値 | 基準価額 |
| | 円 安 | → | 上昇要因 |
| | 円 高 | ↘ | 下落要因 |

①当ファンドの各資産の組入比率は標準組入比率を目標に決定されます。配分が大きい資産が下落する場合、他の資産が上昇しても、当ファンドの基準価額は下落する場合があります。

②上図はイメージ図であり、必ずしも上図どおりにならない場合もあります。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

新興国の株式市場は、先進国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。

② 高利回り事業債（ハイ・イールド債）の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

債券の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、債券の種類等により異なります。）。

〈高利回り事業債（ハイ・イールド債）の主な価格変動要因〉



高利回り事業債（ハイ・イールド債）は、金利動向の影響のほか、発行企業の財務内容等の変化、格付動向等の影響を強く受け、上位に格付けされた債券に比べて価格が大きく変動します。

高利回り事業債（ハイ・イールド債）は、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなどの理由から、価格の変動性が大きくなると考えられます。

債券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。

高利回り事業債（ハイ・イールド債）は、上位に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安などにより、債務者が債権者に対して契約に定められた元利金支払いを履行できない状態になる（以下「デフォルト」といいます。）リスクがより高いものになると考えられます。

デフォルトが生じた場合あるいはデフォルトが予想される場合、高利回り事業債（ハイ・イールド債）の価格は大きく下落します。

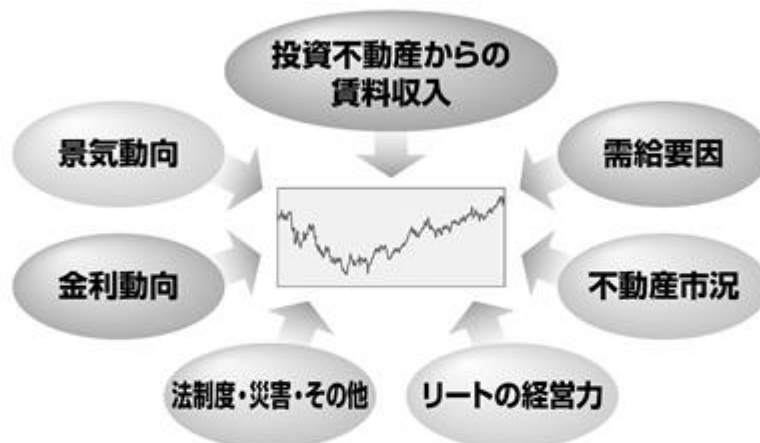
なお、ディストレス債やデフォルト債については、発行企業の財務内容の変化等の影響を特に強く受け、価格が非常に大きく変動します。

(注) ディストレス債およびデフォルト債については、前掲の「◆ディストレス債とは…」および「◆デフォルト債とは…」をご参照下さい。

組入債券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

③ リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

〈リートの子な価格変動要因〉



リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

リーリの価格や配当は、リーリの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リーリの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリーリの資産価値が低下した場合には、価格が下落す

ることがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

- リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

④ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている地域の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、それらの地域における税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

⑤ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けたお買付けの申込みを取消すことがあります。

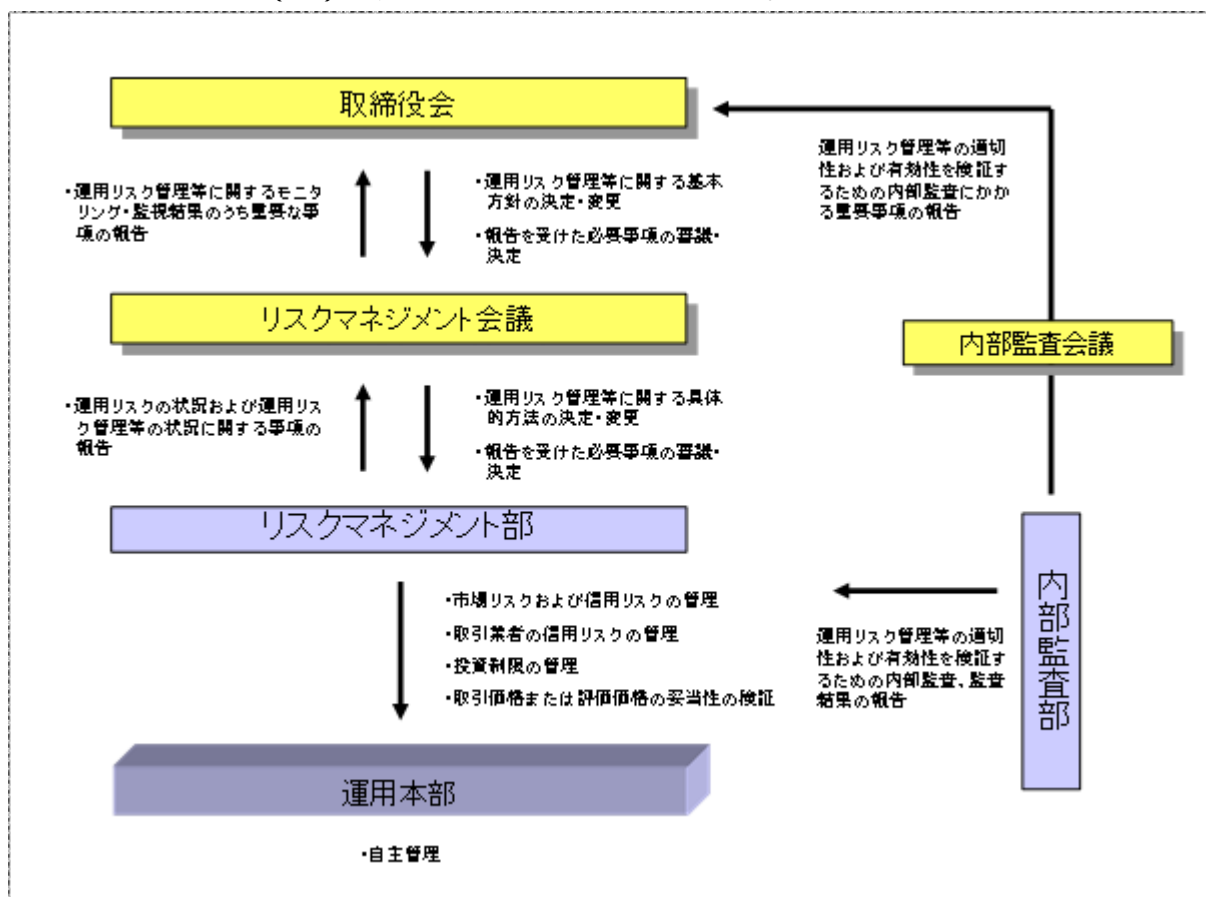
ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



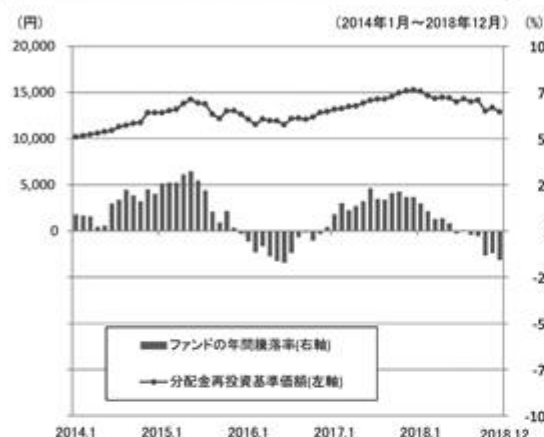
流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

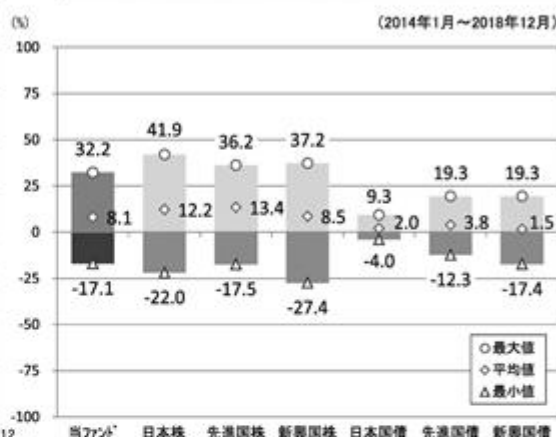
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.24%（税抜3.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.3824%（税抜1.28%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

| | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 500億円未満の場合 | 年率0.61% （税抜） | 年率0.61% （税抜） | 年率0.06% （税抜） |
| 500億円以上1,000億円未満の場合 | 年率0.55% （税抜） | 年率0.67% （税抜） | 年率0.06% （税抜） |
| 1,000億円以上の場合 | 年率0.50% （税抜） | 年率0.72% （税抜） | 年率0.06% （税抜） |

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。なお、各マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が支払うものとします。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に「フィデリティ・ファンズ・アジア・ハイ・イールド・ファンド」の管理報酬を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.6624%（税込）程度です（当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況により変動します。）。

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、前掲の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式およびインド株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

投資対象ファンドのその他の手数料等については、前掲の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

< 投資対象ファンドより支弁する手数料等 >

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%

の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

八．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：N I S A（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「N I S A（ニーサ）」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたN I S Aをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアN I S A」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- () 上記は、2018年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（2018年12月28日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 投資証券 | 2,044,330,232 | 40.37 |
| 内 ルクセンブルグ | 2,044,330,232 | 40.37 |
| 親投資信託受益証券 | 2,978,226,221 | 58.82 |
| 内 日本 | 2,978,226,221 | 58.82 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 40,972,074 | 0.81 |
| 純資産総額 | 5,063,528,527 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2018年12月28日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|--------------------------------|-------------|-------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | FIDELITY-ASIA HI YL- AMDUSD | ルクセン ブルグ | 投資証 券 | 2,422,065.95 | 845.70 2,048,362,972 | 844.04 2,044,330,232 | 40.37 |
| 2 | ダイワ・アジア株マザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 1,660,429,977 | 1.0993 1,825,310,673 | 1.0370 1,721,865,886 | 34.01 |
| 3 | ダイワ・アジアリート・マザーファ ンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 440,141,608 | 2.4277 1,068,531,782 | 2.3531 1,035,697,217 | 20.45 |
| 4 | ダイワ・インド株マザーファンド | 日本 | 親投資 信託受 益証券 | 131,676,285 | 1.6882 222,295,904 | 1.6758 220,663,118 | 4.36 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資証券 | 40.37% |

| | |
|-----------|--------|
| 親投資信託受益証券 | 58.82% |
| 合計 | 99.19% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| | 純資産総額 (分配落) (円) | 純資産総額 (分配付) (円) | 1口当たりの 純資産額 (分配落)(円) | 1口当たりの 純資産額 (分配付)(円) |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
| 第4特定期間末 (2009年6月15日) | 25,194,568,438 | 25,409,077,974 | 0.5872 | 0.5922 |
| 第5特定期間末 (2009年12月15日) | 23,706,385,162 | 23,894,081,132 | 0.6315 | 0.6365 |
| 第6特定期間末 (2010年6月15日) | 22,235,849,661 | 22,407,469,092 | 0.6478 | 0.6528 |
| 第7特定期間末 (2010年12月15日) | 21,022,772,432 | 21,175,465,782 | 0.6884 | 0.6934 |
| 第8特定期間末 (2011年6月15日) | 17,814,494,280 | 17,947,646,571 | 0.6690 | 0.6740 |
| 第9特定期間末 (2011年12月15日) | 12,311,046,076 | 12,422,799,339 | 0.5508 | 0.5558 |
| 第10特定期間末 (2012年6月15日) | 11,488,352,017 | 11,585,281,096 | 0.5926 | 0.5976 |
| 第11特定期間末 (2012年12月17日) | 12,642,100,136 | 12,731,020,647 | 0.7109 | 0.7159 |
| 第12特定期間末 (2013年6月17日) | 12,567,415,361 | 12,648,522,609 | 0.7747 | 0.7797 |
| 第13特定期間末 (2013年12月16日) | 12,594,375,979 | 12,668,602,305 | 0.8484 | 0.8534 |

| | | | | |
|---------------------------|----------------|----------------|--------|--------|
| 第14特定期間末 (2014年6月16日) | 12,013,786,133 | 12,082,289,508 | 0.8769 | 0.8819 |
| 第15特定期間末 (2014年12月15日) | 11,723,446,641 | 11,781,741,090 | 1.0055 | 1.0105 |
| 第16特定期間末 (2015年6月15日) | 11,081,565,950 | 11,551,049,367 | 1.0622 | 1.1072 |
| 第17特定期間末 (2015年12月15日) | 8,675,964,451 | 8,722,547,611 | 0.9312 | 0.9362 |
| 第18特定期間末 (2016年6月15日) | 7,518,216,804 | 7,562,252,689 | 0.8536 | 0.8586 |
| 第19特定期間末 (2016年12月15日) | 7,840,764,178 | 7,880,995,510 | 0.9745 | 0.9795 |
| 第20特定期間末 (2017年6月15日) | 7,213,850,371 | 7,250,050,073 | 0.9964 | 1.0014 |
| 第21特定期間末 (2017年12月15日) | 6,876,610,227 | 6,973,403,385 | 1.0657 | 1.0807 |
| 2017年12月末日 | 6,965,423,757 | - | 1.0832 | - |
| 2018年1月末日 | 6,819,794,859 | - | 1.0732 | - |
| 2月末日 | 6,522,146,721 | - | 1.0393 | - |
| 3月末日 | 6,194,558,035 | - | 1.0118 | - |
| 4月末日 | 6,213,158,069 | - | 1.0210 | - |
| 5月末日 | 6,123,081,763 | - | 1.0157 | - |
| 第22特定期間末 (2018年6月15日) | 6,170,226,505 | 6,200,245,247 | 1.0277 | 1.0327 |
| 6月末日 | 5,867,983,423 | - | 0.9814 | - |
| 7月末日 | 5,924,947,271 | - | 1.0051 | - |
| 8月末日 | 5,754,028,582 | - | 0.9832 | - |
| 9月末日 | 5,763,780,152 | - | 0.9892 | - |
| 10月末日 | 5,241,409,047 | - | 0.9068 | - |
| 11月末日 | 5,368,828,496 | - | 0.9331 | - |
| 第23特定期間末 (2018年12月17日) | 5,296,552,514 | 5,325,055,284 | 0.9291 | 0.9341 |
| 12月末日 | 5,063,528,527 | - | 0.8956 | - |

【分配の推移】

| | 1口当たり分配金(円) |
|--------|-------------|
| 第4特定期間 | 0.0100 |
| 第5特定期間 | 0.0100 |
| 第6特定期間 | 0.0100 |

| | |
|---------|--------|
| 第7特定期間 | 0.0100 |
| 第8特定期間 | 0.0100 |
| 第9特定期間 | 0.0100 |
| 第10特定期間 | 0.0100 |
| 第11特定期間 | 0.0100 |
| 第12特定期間 | 0.0100 |
| 第13特定期間 | 0.0100 |
| 第14特定期間 | 0.0100 |
| 第15特定期間 | 0.0100 |
| 第16特定期間 | 0.0600 |
| 第17特定期間 | 0.0100 |
| 第18特定期間 | 0.0100 |
| 第19特定期間 | 0.0100 |
| 第20特定期間 | 0.0100 |
| 第21特定期間 | 0.0200 |
| 第22特定期間 | 0.0100 |
| 第23特定期間 | 0.0100 |

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

【収益率の推移】

| | 収益率(%) |
|---------|--------|
| 第4特定期間 | 50.1 |
| 第5特定期間 | 9.2 |
| 第6特定期間 | 4.2 |
| 第7特定期間 | 7.8 |
| 第8特定期間 | 1.4 |
| 第9特定期間 | 16.2 |
| 第10特定期間 | 9.4 |
| 第11特定期間 | 21.7 |
| 第12特定期間 | 10.4 |
| 第13特定期間 | 10.8 |
| 第14特定期間 | 4.5 |
| 第15特定期間 | 15.8 |
| 第16特定期間 | 11.6 |
| 第17特定期間 | 11.4 |
| 第18特定期間 | 7.3 |
| 第19特定期間 | 15.3 |
| 第20特定期間 | 3.3 |

| | |
|---------|-----|
| 第21特定期間 | 9.0 |
| 第22特定期間 | 2.6 |
| 第23特定期間 | 8.6 |

(4) 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------|-------------|---------------|
| 第4特定期間 | 321,995,575 | 5,959,968,039 |
| 第5特定期間 | 185,475,256 | 5,547,719,053 |
| 第6特定期間 | 162,688,002 | 3,379,543,088 |
| 第7特定期間 | 139,214,093 | 3,924,430,374 |
| 第8特定期間 | 118,723,636 | 4,026,935,271 |
| 第9特定期間 | 107,758,250 | 4,387,563,877 |
| 第10特定期間 | 105,389,609 | 3,070,226,485 |
| 第11特定期間 | 88,747,869 | 1,690,461,409 |
| 第12特定期間 | 82,014,991 | 1,644,667,560 |
| 第13特定期間 | 58,784,014 | 1,434,968,556 |
| 第14特定期間 | 43,298,892 | 1,187,889,031 |
| 第15特定期間 | 34,519,644 | 2,076,304,896 |
| 第16特定期間 | 56,192,576 | 1,282,117,568 |
| 第17特定期間 | 115,550,808 | 1,231,883,547 |
| 第18特定期間 | 22,910,685 | 532,365,648 |
| 第19特定期間 | 23,549,122 | 784,459,836 |
| 第20特定期間 | 19,218,576 | 825,544,429 |
| 第21特定期間 | 23,694,080 | 810,757,416 |
| 第22特定期間 | 30,134,611 | 479,263,388 |
| 第23特定期間 | 13,615,457 | 316,809,748 |

(参考) マザーファンド

ダイワ・アジア株マザーファンド

(1) 投資状況 (2018年12月28日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|---------|---------------|---------|
| 株式 | 1,659,807,029 | 96.40 |
| 内 韓国 | 273,621,362 | 15.89 |
| 内 中国 | 733,692,985 | 42.61 |
| 内 台湾 | 212,280,480 | 12.33 |
| 内 香港 | 204,991,042 | 11.91 |

| | | |
|-----------------------|---------------|--------|
| 内 ベトナム | 34,460,976 | 2.00 |
| 内 タイ | 61,249,556 | 3.56 |
| 内 シンガポール | 65,996,451 | 3.83 |
| 内 マレーシア | 12,347,966 | 0.72 |
| 内 フィリピン | 27,540,311 | 1.60 |
| 内 インドネシア | 33,625,900 | 1.95 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 61,977,333 | 3.60 |
| 純資産総額 | 1,721,784,362 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2018年12月28日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|---------------------------------|------------|----|----------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | TENCENT HOLDINGS LTD | 中国 | 株式 | コミュニ ケーショ ン・サー ビス | 24,100 | 4,378.78 105,528,694 | 4,390.12 105,802,085 | 6.14 |
| 2 | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC | 台湾 | 株式 | 情報技 術 | 105,000 | 801.00 84,105,000 | 802.80 84,294,000 | 4.90 |
| 3 | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | 韓国 | 株式 | 情報技 術 | 19,500 | 3,871.63 75,496,785 | 3,802.05 74,139,975 | 4.31 |
| 4 | ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR | 中国 | 株式 | 一般消 費財・ サービ ス | 4,400 | 16,539.00 72,771,600 | 15,367.95 67,618,980 | 3.93 |
| 5 | AIA GROUP LTD | 香港 | 株式 | 金融 | 74,600 | 908.22 67,753,883 | 903.26 67,383,644 | 3.91 |
| 6 | DBS GROUP HOLDINGS LTD | シンガ ポール | 株式 | 金融 | 25,100 | 1,918.89 48,164,139 | 1,899.45 47,676,195 | 2.77 |
| 7 | SHENZHO INTERNATIONAL GROUP | 中国 | 株式 | 一般消 費財・ サービ ス | 35,000 | 1,389.64 48,637,400 | 1,216.64 42,582,540 | 2.47 |
| 8 | ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H | 中国 | 株式 | 素材 | 63,000 | 572.16 36,046,269 | 540.25 34,036,254 | 1.98 |

| | | | | | | | | |
|----|------------------------------|----|----|----------------|---------|--------------------------|--------------------------|------|
| 9 | LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD | 中国 | 株式 | 不動産 | 105,000 | 321.88 33,798,030 | 318.34 33,425,805 | 1.94 |
| 10 | AMOREPACIFIC CORP | 韓国 | 株式 | 生活必需品 | 1,600 | 19,134.33 30,614,935 | 20,824.30 33,318,880 | 1.94 |
| 11 | SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD | 韓国 | 株式 | 金融 | 8,500 | 4,015.76 34,133,960 | 3,881.57 32,993,345 | 1.92 |
| 12 | NETEASE INC-ADR | 中国 | 株式 | コミュニケーション・サービス | 1,100 | 27,528.00 30,280,800 | 27,349.29 30,084,219 | 1.75 |
| 13 | CHINA RAILWAY CONSTRUCTION-H | 中国 | 株式 | 資本財・サービス | 200,000 | 154.56 30,912,400 | 149.74 29,948,160 | 1.74 |
| 14 | GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT | 中国 | 株式 | 一般消費財・サービス | 156,000 | 205.32 32,030,918 | 189.44 29,553,389 | 1.72 |
| 15 | CHINA RAILWAY GROUP LTD-H | 中国 | 株式 | 資本財・サービス | 272,000 | 104.79 28,502,934 | 99.96 27,191,568 | 1.58 |
| 16 | MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT | 台湾 | 株式 | 金融 | 293,000 | 92.34 27,055,620 | 91.08 26,686,440 | 1.55 |
| 17 | ASPEED TECHNOLOGY INC | 台湾 | 株式 | 情報技術 | 12,000 | 2,113.20 25,358,400 | 2,206.80 26,481,600 | 1.54 |
| 18 | THAI BEVERAGE PCL | タイ | 株式 | 生活必需品 | 560,400 | 47.95 26,896,897 | 46.57 26,100,630 | 1.52 |
| 19 | YANGTZE OPTICAL FIBRE AND-H | 中国 | 株式 | 情報技術 | 84,500 | 311.40 26,314,571 | 297.78 25,162,410 | 1.46 |
| 20 | GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L | 香港 | 株式 | 一般消費財・サービス | 37,000 | 725.36 26,838,468 | 678.51 25,104,981 | 1.46 |
| 21 | ASM PACIFIC TECHNOLOGY | 香港 | 株式 | 情報技術 | 24,000 | 1,096.82 26,323,752 | 1,033.72 24,809,328 | 1.44 |
| 22 | LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE | 韓国 | 株式 | 生活必需品 | 230 | 115,105.20 26,474,196 | 107,451.40 24,713,822 | 1.44 |
| 23 | KOREA ELECTRIC POWER CORP | 韓国 | 株式 | 公益事業 | 7,500 | 3,278.60 24,589,543 | 3,230.50 24,228,750 | 1.41 |
| 24 | BGF RETAIL CO LTD | 韓国 | 株式 | 生活必需品 | 1,200 | 20,680.23 24,816,278 | 20,178.20 24,213,840 | 1.41 |

| | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|----|----|-----------|---------|-------------------------|-------------------------|------|
| 25 | CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA-A | 中国 | 株式 | ヘルス ケア | 39,498 | 631.46 24,941,605 | 612.56 24,195,270 | 1.41 |
| 26 | POSCO | 韓国 | 株式 | 素材 | 1,000 | 25,247.60 25,247,600 | 24,005.10 24,005,100 | 1.39 |
| 27 | HAITONG SECURITIES CO LTD-H | 中国 | 株式 | 金融 | 220,000 | 116.13 25,549,524 | 103.23 22,710,688 | 1.32 |
| 28 | PING AN INSURANCE GROUP CO-H | 中国 | 株式 | 金融 | 22,000 | 1,050.02 23,100,638 | 979.83 21,556,436 | 1.25 |
| 29 | HONG KONG EXCHANGES & CLEAR | 香港 | 株式 | 金融 | 6,700 | 3,292.59 22,060,393 | 3,193.33 21,395,351 | 1.24 |
| 30 | LG CHEM LTD | 韓国 | 株式 | 素材 | 600 | 34,939.10 20,963,460 | 34,491.80 20,695,080 | 1.20 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 株式 | 96.40% |
| 合計 | 96.40% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|----------------|--------|
| エネルギー | 4.15% |
| 素材 | 5.52% |
| 資本財・サービス | 8.19% |
| 一般消費財・サービス | 18.30% |
| 生活必需品 | 7.37% |
| ヘルスケア | 3.63% |
| 金融 | 16.70% |
| 情報技術 | 14.30% |
| コミュニケーション・サービス | 10.05% |
| 公益事業 | 2.48% |
| 不動産 | 4.23% |
| その他 | 1.49% |
| 合計 | 96.40% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ダイワ・インド株マザーファンド

(1) 投資状況（2018年12月28日現在）

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 株式 | 2,999,692,945 | 95.37 |
| 内 インド | 2,999,692,945 | 95.37 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 145,648,331 | 4.63 |
| 純資産総額 | 3,145,341,276 | 100.00 |

その他の資産の投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|--------------|------------|---------|
| 株価指数先物取引(買建) | 95,983,920 | 3.05 |
| 内 シンガポール | 95,983,920 | 3.05 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2) 投資資産（2018年12月28日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 業種 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|---|-------------------------|-----|----|-------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | INFOSYS LTD | インド | 株式 | 情報技術 | 217,500 | 1,062.91 231,184,013 | 1,044.31 227,137,860 | 7.22 |
| 2 | RELIANCE INDUSTRIES LTD | インド | 株式 | エネルギー | 112,100 | 1,786.60 200,278,252 | 1,781.11 199,663,328 | 6.35 |
| 3 | HDFC BANK LIMITED | インド | 株式 | 金融 | 45,800 | 3,334.30 152,711,375 | 3,347.02 153,293,951 | 4.87 |

| | | | | | | | | |
|----|---------------------------------|-----|----|--------------------|---------|--------------------------|--------------------------|------|
| 4 | HOUSING DEVELOPMENT FINANCE | インド | 株式 | 金融 | 47,900 | 3,093.82 148,194,074 | 3,098.67 148,426,365 | 4.72 |
| 5 | MARUTI SUZUKI INDIA LTD | インド | 株式 | 一般消 費財・ サービス | 11,000 | 11,463.42 126,097,653 | 11,924.92 131,174,126 | 4.17 |
| 6 | AXIS BANK LTD | インド | 株式 | 金融 | 130,500 | 954.07 124,507,375 | 981.90 128,138,537 | 4.07 |
| 7 | ICICI BANK LTD-SPON ADR | インド | 株式 | 金融 | 99,700 | 1,103.34 110,002,998 | 1,128.87 112,548,339 | 3.58 |
| 8 | LARSEN & TOUBRO LTD | インド | 株式 | 資本財・ サービス | 48,890 | 2,193.40 107,235,570 | 2,265.82 110,776,404 | 3.52 |
| 9 | BRITANNIA INDUSTRIES LTD | インド | 株式 | 生活必 需品 | 16,800 | 4,748.29 79,771,381 | 4,889.88 82,150,085 | 2.61 |
| 10 | KOTAK MAHINDRA BANK LTD | インド | 株式 | 金融 | 35,100 | 1,876.59 65,868,572 | 1,971.99 69,217,112 | 2.20 |
| 11 | GAIL INDIA LTD | インド | 株式 | 公益事 業 | 119,466 | 554.91 66,292,878 | 566.75 67,708,013 | 2.15 |
| 12 | CONTAINER CORP OF INDIA LTD | インド | 株式 | 資本財・ サービス | 60,924 | 1,052.10 64,098,323 | 1,059.65 64,558,452 | 2.05 |
| 13 | ASIAN PAINTS LTD | インド | 株式 | 素材 | 28,600 | 2,059.20 58,893,377 | 2,182.27 62,413,065 | 1.98 |
| 14 | STATE BANK OF INDIA | インド | 株式 | 金融 | 131,000 | 438.28 57,415,139 | 464.51 60,851,924 | 1.93 |
| 15 | COLGATE PALMOLIVE (INDIA) | インド | 株式 | 生活必 需品 | 29,100 | 1,898.77 55,254,440 | 2,067.55 60,165,894 | 1.91 |
| 16 | L&T TECHNOLOGY SERVICES LTD | インド | 株式 | 資本財・ サービス | 20,924 | 2,408.92 50,404,441 | 2,678.59 56,046,890 | 1.78 |
| 17 | HINDALCO INDUSTRIES LTD | インド | 株式 | 素材 | 155,700 | 346.46 53,943,978 | 350.75 54,612,398 | 1.74 |
| 18 | INDRAPRASTHA GAS LTD | インド | 株式 | 公益事 業 | 128,300 | 401.55 51,519,442 | 421.42 54,069,405 | 1.72 |
| 19 | HERO MOTOCORP LTD | インド | 株式 | 一般消 費財・ サービス | 10,570 | 4,812.53 50,868,469 | 4,974.79 52,583,551 | 1.67 |
| 20 | MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS | インド | 株式 | 金融 | 68,800 | 637.35 43,849,783 | 736.56 50,675,844 | 1.61 |
| 21 | INDIAN HOTELS CO LTD | インド | 株式 | 一般消 費財・ サービス | 209,700 | 233.41 48,946,496 | 234.68 49,213,235 | 1.56 |

| | | | | | | | | |
|----|------------------------------|-----|----|----------------|---------|------------------------|------------------------|------|
| 22 | DIVI'S LABORATORIES LTD | インド | 株式 | ヘルスケア | 20,900 | 2,320.44 48,497,321 | 2,339.12 48,887,786 | 1.55 |
| 23 | LUPIN LTD | インド | 株式 | ヘルスケア | 35,100 | 1,346.73 47,270,223 | 1,333.53 46,807,008 | 1.49 |
| 24 | OIL & NATURAL GAS CORP LTD | インド | 株式 | エネルギー | 195,000 | 225.74 44,021,050 | 238.02 46,414,485 | 1.48 |
| 25 | ITC LTD | インド | 株式 | 生活必需品 | 101,600 | 434.14 44,109,589 | 446.39 45,353,478 | 1.44 |
| 26 | HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD | インド | 株式 | 金融 | 18,800 | 2,464.18 46,326,622 | 2,362.34 44,412,039 | 1.41 |
| 27 | PERSISTENT SYSTEMS LTD | インド | 株式 | 情報技術 | 41,495 | 961.23 39,886,426 | 1,001.77 41,568,840 | 1.32 |
| 28 | INFO EDGE INDIA LTD | インド | 株式 | コミュニケーション・サービス | 16,800 | 2,467.52 41,454,353 | 2,362.18 39,684,683 | 1.26 |
| 29 | WHIRLPOOL OF INDIA LTD | インド | 株式 | 一般消費財・サービス | 18,363 | 2,159.69 39,658,516 | 2,101.34 38,586,980 | 1.23 |
| 30 | BAJAJ FINANCE LTD | インド | 株式 | 金融 | 7,800 | 3,867.51 30,166,625 | 4,113.56 32,085,834 | 1.02 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 株式 | 95.37% |
| 合計 | 95.37% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

| 業種 | 投資比率 |
|------------|--------|
| エネルギー | 7.82% |
| 素材 | 6.57% |
| 資本財・サービス | 10.19% |
| 一般消費財・サービス | 11.20% |
| 生活必需品 | 7.75% |
| ヘルスケア | 3.04% |
| 金融 | 31.81% |
| 情報技術 | 9.10% |

| | |
|----------------|--------|
| コミュニケーション・サービス | 1.77% |
| 公益事業 | 5.31% |
| 不動産 | 0.68% |
| その他 | 0.12% |
| 合計 | 95.37% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

| 種類 | 地域 | 資産名 | 買建/ 売建 | 数量 | 簿価 | 時価 | 投資 比率 |
|--------------|------------|-------------------------------|-----------|----|------------|------------|----------|
| 株価指数先物 取引 | シンガポ ール | SGX CNX NIFTY ETS 2019 年1月 | 買建 | 40 | 97,808,760 | 95,983,920 | 3.05% |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

ダイワ・アジアリート・マザーファンド

(1) 投資状況 (2018年12月28日現在)

投資状況

| 投資資産の種類 | 時価(円) | 投資比率(%) |
|-----------------------|---------------|---------|
| 投資証券 | 1,008,897,878 | 97.41 |
| 内 香港 | 326,450,400 | 31.52 |
| 内 シンガポール | 640,252,403 | 61.82 |
| 内 マレーシア | 42,195,075 | 4.07 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | 26,806,154 | 2.59 |
| 純資産総額 | 1,035,704,032 | 100.00 |

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産 (2018年12月28日現在)

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

| | 銘柄名 | 地域 | 種類 | 株数、口数 また は 額面金額 | 簿価単価 簿価 (円) | 評価単価 時価 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------------|------------|------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 1 | LINK REIT | 香港 | 投資証券 | 264,500 | 1,118.09 295,735,599 | 1,118.80 295,923,129 | 28.57 |
| 2 | ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT | シンガ ポール | 投資証券 | 527,704 | 210.60 111,134,462 | 208.17 109,852,142 | 10.61 |
| 3 | MAPLETREE COMMERCIAL TRUST | シンガ ポール | 投資証券 | 670,500 | 136.08 91,241,640 | 135.27 90,698,535 | 8.76 |
| 4 | PARKWAYLIFE REAL ESTATE | シンガ ポール | 投資証券 | 420,900 | 220.32 92,732,688 | 212.22 89,323,398 | 8.62 |
| 5 | FORTUNE REIT | シンガ ポール | 投資証券 | 682,000 | 130.03 88,680,869 | 127.19 86,746,717 | 8.38 |
| 6 | KEPPEL DC REIT | シンガ ポール | 投資証券 | 681,121 | 111.78 76,135,705 | 109.35 74,480,581 | 7.19 |
| 7 | CAPITALAND RETAIL CHINA TRUS | シンガ ポール | 投資証券 | 652,600 | 110.97 72,419,022 | 109.35 71,361,810 | 6.89 |
| 8 | FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI | シンガ ポール | 投資証券 | 542,140 | 85.86 46,548,140 | 81.81 44,352,473 | 4.28 |
| 9 | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | シンガ ポール | 投資証券 | 266,000 | 154.71 41,152,860 | 153.90 40,937,400 | 3.95 |
| 10 | SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST | 香港 | 投資証券 | 428,000 | 70.90 30,345,200 | 71.32 30,527,271 | 2.95 |
| 11 | SUNWAY REAL ESTATE INVESTMEN | マレーシ ア | 投資証券 | 567,100 | 43.45 24,643,784 | 45.05 25,550,917 | 2.47 |
| 12 | SUNTEC REIT | シンガ ポール | 投資証券 | 159,500 | 146.61 23,384,295 | 145.80 23,255,100 | 2.25 |
| 13 | IGB REAL ESTATE INVESTMENT T | マレーシ ア | 投資証券 | 358,800 | 45.32 16,261,534 | 46.38 16,644,158 | 1.61 |
| 14 | LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL | シンガ ポール | 投資証券 | 616,900 | 16.03 9,893,842 | 14.98 9,244,247 | 0.89 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

| 投資有価証券の種類 | 投資比率 |
|-----------|--------|
| 投資証券 | 97.41% |
| 合計 | 97.41% |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）運用実績

●ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンド

2018年12月28日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 8,956円 |
| 純資産総額 | 50億円 |



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 200円 設定来分配金合計額: 2,950円

| 決算期 | 第35期 | 第36期 | 第37期 | 第38期 | 第39期 | 第40期 | 第41期 | 第42期 | 第43期 | 第44期 | 第45期 | 第46期 |
|-----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 16年3月 | 16年6月 | 16年9月 | 16年12月 | 17年3月 | 17年6月 | 17年9月 | 17年12月 | 18年3月 | 18年6月 | 18年9月 | 18年12月 |
| 分配金 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 | 150円 | 50円 | 50円 | 50円 | 50円 |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

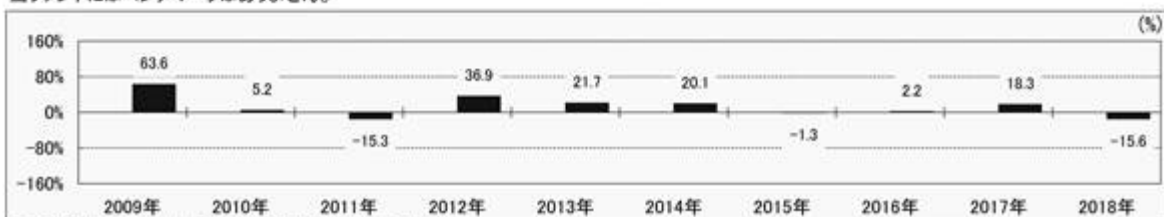
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

| 組入上位10ファンド | | |
|----------------------------|------------------------------|-------|
| 運用会社名 | ファンド名 | 比率 |
| FILファンド・マネジメント・リミテッド(パミュダ) | フィデリティ・ファンズ・アジア・ハイ・イールド・ファンド | 40.4% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・アジア株マザーファンド | 34.0% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・アジアリート・マザーファンド | 20.5% |
| 大和証券投資信託委託 | ダイワ・インド株マザーファンド | 4.4% |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 合計 | | 99.2% |

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
・2018年は12月28日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、香港証券取引所の休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までには受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、香港証券取引所の休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入投資証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・外国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・外国の店頭登録株式：原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。
- ・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算時において知り得る直近の日の最終相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2007年6月29日から2022年6月15日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎年3月16日から6月15日まで、6月16日から9月15日まで、9月16日から12月15日まで、および12月16日から翌年3月15日までとします。ただし、第1計算期間は、2007年6月29日から2007年9月15日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとしてとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、前4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られ

たる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎年6月および12月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成30年6月16日から平成30年12月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前 期 平成30年6月15日現在 | 当 期 平成30年12月17日現在 |
|-----------------|---------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 14,559,587 | 24,332,486 |
| 金銭信託 | 1,538,296 | 1,331,836 |
| コール・ローン | 140,066,532 | 48,896,372 |
| 投資証券 | 2,456,532,062 | 2,093,943,662 |
| 親投資信託受益証券 | 3,609,515,994 | 3,141,695,249 |
| 未収入金 | - | 40,000,000 |
| その他未収収益 | 1,549,757 | 1,363,066 |
| 流動資産合計 | 6,223,762,228 | 5,351,562,671 |
| 資産合計 | 6,223,762,228 | 5,351,562,671 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 30,018,742 | 28,502,770 |
| 未払解約金 | 1,468,653 | 7,792,289 |
| 未払受託者報酬 | 1,021,166 | 866,401 |
| 未払委託者報酬 | 20,764,236 | 17,617,213 |
| その他未払費用 | 262,926 | 231,484 |
| 流動負債合計 | 53,535,723 | 55,010,157 |
| 負債合計 | 53,535,723 | 55,010,157 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 6,003,748,455 | 1 5,700,554,164 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 2 166,478,050 | 2 404,001,650 |
| （分配準備積立金） | 637,819,916 | 631,031,813 |
| 元本等合計 | 6,170,226,505 | 5,296,552,514 |
| 純資産合計 | 6,170,226,505 | 5,296,552,514 |
| 負債純資産合計 | 6,223,762,228 | 5,351,562,671 |

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 前 期 | | 当 期 | |
|-------------------------|-------------------------------|--------------|-------------------------------|--------------|
| | 自 平成29年12月16日 至 平成30年6月15日 | | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 | |
| 営業収益 | | | | |
| 受取配当金 | | 77,317,020 | | 73,606,359 |
| 受取利息 | | 1,454 | | 22,950 |
| 有価証券売買等損益 | | 164,391,894 | | 617,360,955 |
| 為替差損益 | | 46,783,209 | | 56,975,060 |
| その他収益 | | 1 3,802,579 | | 1 3,464,148 |
| 営業収益合計 | | 130,054,050 | | 483,292,438 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払利息 | | 18,261 | | 29,887 |
| 受託者報酬 | | 2,097,104 | | 1,849,192 |
| 委託者報酬 | | 42,641,783 | | 37,601,089 |
| その他費用 | | 496,240 | | 450,321 |
| 営業費用合計 | | 45,253,388 | | 39,930,489 |
| 営業損失（ ） | | 175,307,438 | | 523,222,927 |
| 経常損失（ ） | | 175,307,438 | | 523,222,927 |
| 当期純損失（ ） | | 175,307,438 | | 523,222,927 |
| 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ） | | 2,993,028 | | 9,003,360 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | | 423,732,995 | | 166,478,050 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,685,865 | | 1,575,223 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | - | | 1,575,223 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | | 1,685,865 | | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 25,902,915 | | 149,362 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | 25,902,915 | | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | | - | | 149,362 |
| 分配金 | | 2 60,723,485 | | 2 57,685,994 |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 166,478,050 | | 404,001,650 |

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 当 期 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p> |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1)外貨建取引等の処理基準</p> |

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(2) 特定期間末日

平成30年12月15日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成30年12月17日としております。このため、当特定期間は185日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

| 区 分 | 前 期 | 当 期 |
|---------------------|----------------|---|
| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
| 1. 1 期首元本額 | 6,452,877,232円 | 6,003,748,455円 |
| 期中追加設定元本額 | 30,134,611円 | 13,615,457円 |
| 期中一部解約元本額 | 479,263,388円 | 316,809,748円 |
| 2. 特定期間末日における受益権の総数 | 6,003,748,455口 | 5,700,554,164口 |
| 3. 2 元本の欠損 | | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は404,001,650円であります。 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 区 分 | 前 期 | 当 期 |
|------------|---|---|
| | 自 平成29年12月16日 至 平成30年6月15日 | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
| 1. 1 その他収益 | 投資証券にかかる管理報酬のうち代行手数料相当分のファンドへの割戻し金額であります。 | 投資証券にかかる管理報酬のうち代行手数料相当分のファンドへの割戻し金額であります。 |

2. 2 分配金の計算過程

（自平成29年12月16日 至平成30年3月15日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（31,790,513円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（28,455,167円）及び分配準備積立金（633,295,861円）より分配対象額は693,541,541円（1万口当たり1,129.37円）であり、うち30,704,743円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成30年3月16日 至平成30年6月15日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（48,314,769円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（28,506,065円）及び分配準備積立金（619,523,889円）より分配対象額は696,344,723円（1万口当たり1,159.85円）であり、うち30,018,742円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成30年6月16日 至平成30年9月18日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（53,199,805円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（28,402,532円）及び分配準備積立金（619,388,308円）より分配対象額は700,990,645円（1万口当たり1,201.02円）であり、うち29,183,224円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（自平成30年9月19日 至平成30年12月17日）

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（31,889,245円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（28,501,865円）及び分配準備積立金（627,645,338円）より分配対象額は688,036,448円（1万口当たり1,206.96円）であり、うち28,502,770円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 当 期 |
|--------------------------------|---|
| | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 当 期 |
|------------------------------|---|
| | 平成30年12月17日現在 |
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種 類 | 前 期 | 当 期 |
|-----------|----------------------------|----------------------------|
| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
| | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資証券 | 106,127,569 | 66,234,470 |
| 親投資信託受益証券 | 9,610,938 | 106,839,362 |
| 合計 | 96,516,631 | 173,073,832 |

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 前 期 | 当 期 |
|--------------|---------------|
| 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

| 当 期 |
|---|
| 自 平成30年6月16日 |
| 至 平成30年12月17日 |
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 前 期 | 当 期 |
|--------------|--------------|---------------|
| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
| 1口当たり純資産額 | 1.0277円 | 0.9291円 |
| （1万口当たり純資産額） | （10,277円） | （9,291円） |

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種 類 | 通 貨 | 銘 柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|---------|----------------------------|---------------|--|----|
| 投資証券 | アメリカ・ドル | FIDELITY-ASIA HI YL-AMDUSD | 2,422,065.950 | アメリカ・ドル 18,453,720.470 | |
| | アメリカ・ドル | 小計 | | アメリカ・ドル 18,453,720.470 (2,093,943,662) | |

| | | | | |
|---------------|--------|------------------------|----------------------------------|---------------|
| 投資証券 合計 | | | 2,093,943,662 [2,093,943,662] | |
| 親投資信託 受益証券 | 日本円 | ダイワ・インド株マザーファン ド | 131,676,285 | 222,295,904 |
| | | ダイワ・アジア株マザーファン ド | 1,660,429,977 | 1,825,310,673 |
| | | ダイワ・アジアリート・マザー ファンド | 450,668,811 | 1,094,088,672 |
| | 日本円 小計 | | | 3,141,695,249 |
| 親投資信託受益証券 合計 | | | 3,141,695,249 | |
| 合計 | | | 5,235,638,911 [2,093,943,662] | |

投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、
 内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入 投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|----------|--------------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 投資証券 1銘柄 | 100% | 100% |

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ダイワ・アジア株マザーファンド」受益証券、「ダイワ・インド株マザーファンド」受益証券及び「ダイワ・アジアリート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）」の投資証券（米ドル建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、すべて同ファンドの投資証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況及び同ファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・アジア株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|-----------------|---------------|---------------|
| | 金額（円） | 金額（円） |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 52,054,131 | 65,526,688 |
| 金銭信託 | 21,678 | 175,080 |
| コール・ローン | 1,973,813 | 6,427,804 |
| 株式 | 2,176,447,591 | 1,752,694,570 |
| 投資信託受益証券 | 24,688,310 | - |
| 投資証券 | 24,693,782 | - |
| 未収入金 | 35,885,962 | - |
| 未収配当金 | 7,665,460 | 439,157 |
| 流動資産合計 | 2,323,430,727 | 1,825,263,299 |
| 資産合計 | 2,323,430,727 | 1,825,263,299 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| その他未払費用 | 350 | 139 |
| 流動負債合計 | 350 | 139 |
| 負債合計 | 350 | 139 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1 | 1,660,429,977 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 710,011,291 | 164,833,183 |
| 元本等合計 | 2,323,430,377 | 1,825,263,160 |

| | | |
|---------|---------------|---------------|
| 純資産合計 | 2,323,430,377 | 1,825,263,160 |
| 負債純資産合計 | 2,323,430,727 | 1,825,263,299 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
|--------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(3)投資証券</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> |
| <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| <p>3. 収益及び費用の計上基準</p> | <p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> |
| <p>4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> | <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|-----------|----------------|----------------|
| 1. 1 期首 | 平成29年12月16日 | 平成30年6月16日 |
| 期首元本額 | 1,839,301,017円 | 1,613,419,086円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 | 47,010,891円 |

| | | |
|-------------------------|----------------|----------------|
| 期中一部解約元本額 | 225,881,931円 | - 円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンド | 1,613,419,086円 | 1,660,429,977円 |
| 計 | 1,613,419,086円 | 1,660,429,977円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 1,613,419,086口 | 1,660,429,977口 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
|--------------------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |
| 2. 金融商品の内容及びリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。 |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------------------|---|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | (1)有価証券 |

重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|----------|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 株式 | 27,769,533 | 169,849,992 |
| 投資信託受益証券 | 418,398 | - |
| 投資証券 | 435,304 | - |
| 合計 | 28,623,235 | 169,849,992 |

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成29年12月16日から平成30年6月15日まで、及び平成29年12月16日から平成30年12月17日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------|---------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------|--------------|---------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.4401円 | 1.0993円 |
| （1万口当たり純資産額） | （14,401円） | （10,993円） |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---------|---------------------------------|------------|-------------------|------------------------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカ・ドル | NEW ORIENTAL EDUCATIO-SP ADR | 株 3,400 | アメリカ・ドル 56.690 | アメリカ・ドル 192,746.000 | |

| | | | | | |
|----------------|----------------------------------|-----------|------------|---|--|
| | ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR | 4,400 | 149.000 | 655,600.000 | |
| | YUM CHINA HOLDINGS INC | 4,300 | 35.640 | 153,252.000 | |
| | NETEASE INC-ADR | 1,100 | 248.000 | 272,800.000 | |
| アメリカ・ドル 小計 | | | | アメリカ・ドル 1,274,398.000 (144,605,941) | |
| インドネシア・ ルピア | | 株 | インドネシア・ルピア | インドネシア・ルピア | |
| | UNITED TRACTORS TBK PT | 80,500 | 29,425.000 | 2,368,712,500.000 | |
| | MITRA ADIPERKASA TBK PT | 2,681,500 | 790.000 | 2,118,385,000.000 | |
| インドネシア・ルピア 小計 | | | | インドネシア・ルピア 4,487,097,500.000 (34,999,361) | |
| オフショア・人 民元 | | 株 | オフショア・人民元 | オフショア・人民元 | |
| | CHINA INTERNATIONAL TRAVEL- A | 18,200 | 60.680 | 1,104,376.000 | |
| | AIER EYE HOSPITAL GROUP CO- A | 45,900 | 29.480 | 1,353,132.000 | |
| | CHONGQING ZHIFEI BIOLOGICA- A | 39,498 | 39.100 | 1,544,371.800 | |
| オフショア・人民元 小計 | | | | オフショア・人民元 4,001,879.800 (65,790,904) | |
| シンガポール・ ドル | | 株 | シンガポール・ドル | シンガポール・ドル | |
| | UNITED OVERSEAS BANK LTD | 9,300 | 24.280 | 225,804.000 | |
| | DBS GROUP HOLDINGS LTD | 25,100 | 23.690 | 594,619.000 | |
| | THAI BEVERAGE PCL | 348,600 | 0.590 | 205,674.000 | |
| シンガポール・ドル 小計 | | | | シンガポール・ドル 1,026,097.000 (84,622,220) | |
| タイ・パーツ | | 株 | タイ・パーツ | タイ・パーツ | |
| | ROBINSON PCL-FOREIGN | 39,300 | 68.250 | 2,682,225.000 | |
| | SINO-THAI ENGR & CONST-FOR | 218,000 | 22.900 | 4,992,200.000 | |
| | CP ALL PCL-FOREIGN | 78,600 | 71.000 | 5,580,600.000 | |
| タイ・パーツ 小計 | | | | タイ・パーツ 13,255,025.000 (45,862,386) | |

| | | | | | |
|----------------|----------------------------------|---------|---------------|--|--|
| フィリピン・ペソ | | 株 | フィリピン・ペソ | フィリピン・ペソ | |
| | JOLLIBEE FOODS CORP | 30,000 | 298.000 | 8,940,000.000 | |
| | BDO UNIBANK INC | 32,400 | 129.700 | 4,202,280.000 | |
| フィリピン・ペソ 小計 | | | | フィリピン・ペソ 13,142,280.000 (28,124,479) | |
| ベトナム・ドン | | 株 | ベトナム・ドン | ベトナム・ドン | |
| | AIRPORTS CORP OF VIETNAM JSC | 39,800 | 84,500.000 | 3,363,100,000.000 | |
| | VIETNAM NATIONAL PETROLEUM G | 32,700 | 60,000.000 | 1,962,000,000.000 | |
| | VIETNAM ENGINE & AGRICULTURA | 50,100 | 38,400.000 | 1,923,840,000.000 | |
| ベトナム・ドン 小計 | | | | ベトナム・ドン 7,248,940,000.000 (35,519,806) | |
| マレーシア・リンギット | | 株 | マレーシア・リンギット | マレーシア・リンギット | |
| | HIBISCUS PETROLEUM BHD | 568,300 | 1.030 | 585,349.000 | |
| マレーシア・リンギット 小計 | | | | マレーシア・リンギット 585,349.000 (15,862,958) | |
| 韓国・ウォン | | 株 | 韓国・ウォン | 韓国・ウォン | |
| | POSCO | 1,000 | 254,000.000 | 254,000,000.000 | |
| | SAMSUNG ENGINEERING CO LTD | 16,500 | 19,250.000 | 317,625,000.000 | |
| | LG HOUSEHOLD & HEALTH CARE | 230 | 1,158,000.000 | 266,340,000.000 | |
| | LG CHEM LTD | 600 | 351,500.000 | 210,900,000.000 | |
| | SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD | 8,500 | 40,400.000 | 343,400,000.000 | |
| | SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD | 19,500 | 38,950.000 | 759,525,000.000 | |
| | AMOREPACIFIC CORP | 1,100 | 187,500.000 | 206,250,000.000 | |
| 韓国・ウォン 小計 | | | | 韓国・ウォン 2,358,040,000.000 (236,511,412) | |
| 香港・ドル | | 株 | 香港・ドル | 香港・ドル | |
| | CHINA RAILWAY CONSTRUCTION- H | 200,000 | 10.900 | 2,180,000.000 | |
| | CHINA RAILWAY GROUP LTD-H | 272,000 | 7.390 | 2,010,080.000 | |
| | GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L | 15,000 | 51.150 | 767,250.000 | |
| | SUN HUNG KAI PROPERTIES | 12,000 | 113.500 | 1,362,000.000 | |

| | | | | |
|----------------------------------|---------|---------|--|--|
| CHINA ANIMAL HEALTHCARE LTD | 141,000 | 0.000 | 0.000 | |
| GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT | 156,000 | 14.480 | 2,258,880.000 | |
| SMARTONE TELECOMMUNICATIONS | 61,500 | 9.330 | 573,795.000 | |
| CHINA GAS HOLDINGS LTD | 47,000 | 28.200 | 1,325,400.000 | |
| CHINA PETROLEUM & CHEMICAL- H | 224,000 | 6.480 | 1,451,520.000 | |
| HONG KONG EXCHANGES & CLEAR | 6,700 | 232.200 | 1,555,740.000 | |
| ASM PACIFIC TECHNOLOGY | 24,000 | 77.350 | 1,856,400.000 | |
| TENCENT HOLDINGS LTD | 24,100 | 308.800 | 7,442,080.000 | |
| AIR CHINA LTD-H | 160,000 | 7.590 | 1,214,400.000 | |
| SHIMAO PROPERTY HOLDINGS LTD | 74,000 | 21.150 | 1,565,100.000 | |
| CNOOC LTD | 90,000 | 12.800 | 1,152,000.000 | |
| ANHUI CONCH CEMENT CO LTD-H | 88,000 | 40.350 | 3,550,800.000 | |
| CHINA CONSTRUCTION BANK-H | 222,000 | 6.440 | 1,429,680.000 | |
| YANGTZE OPTICAL FIBRE AND-H | 57,500 | 22.200 | 1,276,500.000 | |
| CSPC PHARMACEUTICAL GROUP LT | 48,000 | 11.540 | 553,920.000 | |
| AIA GROUP LTD | 74,600 | 64.050 | 4,778,130.000 | |
| SITC INTERNATIONAL HOLDINGS | 89,000 | 7.120 | 633,680.000 | |
| HKBN LTD | 56,500 | 12.200 | 689,300.000 | |
| CHINA EDUCATION GROUP HOLDIN | 118,000 | 10.120 | 1,194,160.000 | |
| CRRC CORP LTD - H | 170,000 | 7.810 | 1,327,700.000 | |
| PING AN INSURANCE GROUP CO- H | 22,000 | 74.050 | 1,629,100.000 | |
| SHENZHOU INTERNATIONAL GROUP | 35,000 | 98.000 | 3,430,000.000 | |
| LI NING CO LTD | 150,000 | 8.400 | 1,260,000.000 | |
| PACIFIC BASIN SHIPPING LTD | 350,000 | 1.730 | 605,500.000 | |
| AVICHINA INDUSTRY & TECH-H | 240,000 | 5.050 | 1,212,000.000 | |
| ZHUZHOU CRRC TIMES ELECTRI- H | 30,900 | 45.150 | 1,395,135.000 | |
| WYNN MACAU LTD | 57,600 | 18.400 | 1,059,840.000 | |
| HAITONG SECURITIES CO LTD-H | 220,000 | 8.190 | 1,801,800.000 | |
| LONGFOR GROUP HOLDINGS LTD | 105,000 | 22.700 | 2,383,500.000 | |
| 香港・ドル 小計 | | | 香港・ドル 56,925,390.000 (826,556,663) | |

| | | | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------|--|----------------|--|
| 台湾・ドル | | 株 | 台湾・ドル | 台湾・ドル | |
| | TAIMED BIOLOGICS INC | 20,000 | 160.000 | 3,200,000.000 | |
| | TAIWAN CEMENT | 128,000 | 35.750 | 4,576,000.000 | |
| | MEGA FINANCIAL HOLDING CO LT | 293,000 | 25.650 | 7,515,450.000 | |
| | LARGAN PRECISION CO LTD | 1,000 | 3,260.000 | 3,260,000.000 | |
| | FAR EASTONE TELECOMM CO LTD | 77,000 | 72.400 | 5,574,800.000 | |
| | ASPEED TECHNOLOGY INC | 12,000 | 587.000 | 7,044,000.000 | |
| | POWERTECH TECHNOLOGY INC | 69,000 | 67.700 | 4,671,300.000 | |
| | TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC | 105,000 | 222.500 | 23,362,500.000 | |
| FAR EASTERN NEW CENTURY CORP | 158,000 | 28.150 | 4,447,700.000 | | |
| 台湾・ドル 小計 | | | 台湾・ドル 63,651,750.000 (234,238,440) | | |
| 合計 | | | 1,752,694,570 [1,752,694,570] | | |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------------|---------|--------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 株式 4銘柄 | 100% | 8.3% |
| インドネシア・ルピア | 株式 2銘柄 | 100% | 2.0% |
| オフショア・人民元 | 株式 3銘柄 | 100% | 3.8% |
| シンガポール・ドル | 株式 3銘柄 | 100% | 4.8% |
| タイ・バーツ | 株式 3銘柄 | 100% | 2.6% |
| フィリピン・ペソ | 株式 2銘柄 | 100% | 1.6% |
| ベトナム・ドン | 株式 3銘柄 | 100% | 2.0% |
| マレーシア・リングgit | 株式 1銘柄 | 100% | 0.9% |
| 韓国・ウォン | 株式 7銘柄 | 100% | 13.5% |
| 香港・ドル | 株式 33銘柄 | 100% | 47.1% |
| 台湾・ドル | 株式 9銘柄 | 100% | 13.4% |

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「ダイワ・インド株マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|-----------------|---------------|---------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 212,404,659 | 92,217,016 |
| 金銭信託 | 381,737 | 500,560 |
| コール・ローン | 34,758,303 | 18,377,316 |
| 株式 | 2,947,724,132 | 3,109,116,875 |
| 派生商品評価勘定 | 1,239,616 | 1,662,902 |
| 未収配当金 | 5,003,625 | 127,200 |
| 差入委託証拠金 | 36,601,310 | 35,522,969 |
| 流動資産合計 | 3,238,113,382 | 3,257,524,838 |
| 資産合計 | 3,238,113,382 | 3,257,524,838 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 1,000,000 | 11,000,000 |
| その他未払費用 | 254 | 135 |
| 流動負債合計 | 1,000,254 | 11,000,135 |
| 負債合計 | 1,000,254 | 11,000,135 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,787,058,170 | 1,923,054,370 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 1,450,054,958 | 1,323,470,333 |
| 元本等合計 | 3,237,113,128 | 3,246,524,703 |
| 純資産合計 | 3,237,113,128 | 3,246,524,703 |
| 負債純資産合計 | 3,238,113,382 | 3,257,524,838 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | <p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準</p> |

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|-------------------------|----------------|----------------|
| 1. 1 期首 | 平成29年12月16日 | 平成30年6月16日 |
| 期首元本額 | 1,463,477,366円 | 1,787,058,170円 |
| 期中追加設定元本額 | 394,217,445円 | 238,982,598円 |
| 期中一部解約元本額 | 70,636,641円 | 102,986,398円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ・インド株ファンド | 1,656,818,704円 | 1,712,778,652円 |
| ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンド | 41,623,535円 | 131,676,285円 |
| ダイワ・エマージング&ジャパン・ファンド | 88,615,931円 | 78,599,433円 |
| 計 | 1,787,058,170円 | 1,923,054,370円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 1,787,058,170口 | 1,923,054,370口 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
|-----------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |

| | |
|----------------------------|---|
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p> |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| | | |
|--|--------------|---------------|
| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|--|--------------|---------------|

| 種 類 | 当期間の損益に 含まれた評価差額(円) | 当期間の損益に 含まれた評価差額(円) |
|-----|------------------------|------------------------|
| 株式 | 98,762,310 | 82,948,310 |
| 合計 | 98,762,310 | 82,948,310 |

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(平成29年12月8日から平成30年6月15日まで、及び平成30年12月8日から平成30年12月17日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

| 種 類 | 平成30年6月15日 現在 | | | | 平成30年12月17日 現在 | | | |
|------|---------------|-----------|------------|-------------|----------------|-----------|------------|-------------|
| | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) | 契約額等 (円) | うち 1年超 | 時価 (円) | 評価損益 (円) |
| | | | | | | | | |
| 市場取引 | | | | | | | | |
| 株値指数 | | | | | | | | |
| 先物取引 | | | | | | | | |
| 買 建 | 94,520,720 | - | 95,760,336 | 1,239,616 | 96,652,043 | - | 98,314,945 | 1,662,902 |
| 合計 | 94,520,720 | - | 95,760,336 | 1,239,616 | 96,652,043 | - | 98,314,945 | 1,662,902 |

(注) 1. 時価の算定方法

株値指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株値指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------|--------------|---------------|
| 1口当たり純資産額 | 1.8114円 | 1.6882円 |
| (1万口当たり純資産額) | (18,114円) | (16,882円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | | 備考 |
|---------|---------------------------------|--------------|--------------------|---|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカ・ドル | ICICI BANK LTD-SPON ADR | 株 113,800 | アメリカ・ドル 9.810 | アメリカ・ドル 1,116,378.000 | |
| アメリカ・ドル | 小計 | | | アメリカ・ドル 1,116,378.000 (126,675,412) | |
| インド・ルピー | CYIENT LTD | 株 18,100 | インド・ルピー 648.950 | インド・ルピー 11,745,995.000 | |
| | PERSISTENT SYSTEMS LTD | 41,495 | 613.100 | 25,440,584.500 | |
| | GUJARAT STATE PETRONET LTD | 113,100 | 177.000 | 20,018,700.000 | |
| | EQUITAS HOLDINGS LTD/INDIA | 89,400 | 118.200 | 10,567,080.000 | |
| | BALKRISHNA INDUSTRIES LTD | 10,600 | 936.250 | 9,924,250.000 | |
| | AVENUE SUPERMARTS LTD | 11,300 | 1,594.500 | 18,017,850.000 | |
| | INFO EDGE INDIA LTD | 16,800 | 1,564.450 | 26,282,760.000 | |
| | ICICI LOMBARD GENERAL INSURA | 22,446 | 907.500 | 20,369,745.000 | |
| | SBI LIFE INSURANCE CO LTD | 30,000 | 567.000 | 17,010,000.000 | |
| | HDFC STANDARD LIFE INSURANCE | 30,700 | 394.100 | 12,098,870.000 | |
| | AU SMALL FINANCE BANK LTD | 22,900 | 631.850 | 14,469,365.000 | |
| | BANDHAN BANK LTD | 32,263 | 533.800 | 17,221,989.400 | |
| | WHIRLPOOL OF INDIA LTD | 18,363 | 1,399.050 | 25,690,755.150 | |
| | L&T TECHNOLOGY SERVICES LTD | 20,924 | 1,635.750 | 34,226,433.000 | |
| | HDFC ASSET MANAGEMENT CO LTD | 18,800 | 1,563.100 | 29,386,280.000 | |
| | RP-SG RETAIL LTD | 7,680 | 318.333 | 2,444,799.990 | |
| | AXIS BANK LTD | 130,500 | 620.250 | 80,942,625.000 | |
| | MARUTI SUZUKI INDIA LTD | 11,000 | 7,662.150 | 84,283,650.000 | |
| | COLGATE PALMOLIVE (INDIA) | 29,100 | 1,311.650 | 38,169,015.000 | |
| | ACC LTD | 11,000 | 1,497.650 | 16,474,150.000 | |
| | ASIAN PAINTS LTD | 28,600 | 1,340.950 | 38,351,170.000 | |
| | NESTLE INDIA LTD | 1,600 | 10,985.900 | 17,577,440.000 | |
| | STATE BANK OF INDIA | 131,000 | 289.200 | 37,885,200.000 | |
| | NCC LTD | 119,900 | 82.350 | 9,873,765.000 | |
| | CESC LTD | 12,800 | 698.850 | 8,945,280.000 | |
| | CONTAINER CORP OF INDIA LTD | 60,924 | 650.650 | 39,640,200.600 | |
| | NATIONAL ALUMINIUM CO LTD | 183,519 | 64.150 | 11,772,743.850 | |

| | | | | |
|---------------------------------|---------|------------|---|--|
| EXIDE INDUSTRIES LTD | 55,800 | 257.650 | 14,376,870.000 | |
| KOTAK MAHINDRA BANK LTD | 35,100 | 1,255.950 | 44,083,845.000 | |
| ADITYA BIRLA FASHION AND RET | 78,709 | 199.250 | 15,682,768.250 | |
| BRITANNIA INDUSTRIES LTD | 16,800 | 3,135.750 | 52,680,600.000 | |
| CUMMINS INDIA LTD | 23,600 | 808.400 | 19,078,240.000 | |
| DIVI'S LABORATORIES LTD | 20,900 | 1,491.400 | 31,170,260.000 | |
| INDRAPRASTHA GAS LTD | 128,300 | 253.300 | 32,498,390.000 | |
| LUPIN LTD | 35,100 | 843.850 | 29,619,135.000 | |
| SHREE CEMENT LTD | 800 | 16,887.700 | 13,510,160.000 | |
| THERMAX LTD | 9,000 | 1,102.650 | 9,923,850.000 | |
| GODREJ PROPERTIES LTD | 19,900 | 666.150 | 13,256,385.000 | |
| INDUSIND BANK LTD | 11,140 | 1,603.850 | 17,866,889.000 | |
| MULTI COMMODITY EXCH INDIA | 24,000 | 723.950 | 17,374,800.000 | |
| BAJAJ FINANCE LTD | 7,800 | 2,486.350 | 19,393,530.000 | |
| MAHINDRA & MAHINDRA FIN SECS | 68,800 | 454.550 | 31,273,040.000 | |
| MINDTREE LTD | 25,200 | 867.900 | 21,871,080.000 | |
| GAIL INDIA LTD | 119,466 | 351.250 | 41,962,432.500 | |
| HINDALCO INDUSTRIES LTD | 155,700 | 220.150 | 34,277,355.000 | |
| GRASIM INDUSTRIES LTD | 18,700 | 847.200 | 15,842,640.000 | |
| INFOSYS LTD | 217,500 | 706.050 | 153,565,875.000 | |
| LARSEN & TOUBRO LTD | 54,390 | 1,411.400 | 76,766,046.000 | |
| HOUSING DEVELOPMENT FINANCE | 53,400 | 1,904.100 | 101,678,940.000 | |
| HDFC BANK LIMITED | 48,600 | 2,095.700 | 101,851,020.000 | |
| RELIANCE INDUSTRIES LTD | 121,100 | 1,112.200 | 134,687,420.000 | |
| OIL & NATURAL GAS CORP LTD | 105,000 | 146.850 | 15,419,250.000 | |
| ITC LTD | 101,600 | 275.750 | 28,016,200.000 | |
| MAHINDRA & MAHINDRA LTD | 18,900 | 757.250 | 14,312,025.000 | |
| HERO MOTOCORP LTD | 10,570 | 3,314.650 | 35,035,850.500 | |
| BHARTI AIRTEL LTD | 32,000 | 319.250 | 10,216,000.000 | |
| ABB INDIA LTD | 12,700 | 1,430.100 | 18,162,270.000 | |
| INDIAN HOTELS CO LTD | 209,700 | 150.050 | 31,465,485.000 | |
| インド・ルピー 小計 | | | インド・ルピー 1,875,749,347.740 (2,982,441,463) | |
| 合計 | | | 3,109,116,875 [3,109,116,875] | |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|---------|---------|--------------|----------------|
| アメリカ・ドル | 株式 1銘柄 | 100% | 4.1% |
| インド・ルピー | 株式 58銘柄 | 100% | 95.9% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

「ダイワ・アジアリート・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|---------|---------------|---------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 16,048,831 | 11,967,326 |
| 金銭信託 | 191,577 | 1,281,335 |
| コール・ローン | 17,443,702 | 47,042,292 |
| 投資証券 | 1,166,060,957 | 1,056,068,246 |
| 未収入金 | 7,017,413 | 16,576,389 |
| 未収配当金 | 3,869,582 | 1,161,771 |
| 流動資産合計 | 1,210,632,062 | 1,134,097,359 |
| 資産合計 | 1,210,632,062 | 1,134,097,359 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 40,000,000 |
| その他未払費用 | 130 | 6 |
| 流動負債合計 | 130 | 40,000,006 |

| | | | |
|-----------------|---|---------------|---------------|
| 負債合計 | | 130 | 40,000,006 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | 1 | 525,882,585 | 450,668,811 |
| 剰余金 | | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | | 684,749,347 | 643,428,542 |
| 元本等合計 | | 1,210,631,932 | 1,094,097,353 |
| 純資産合計 | | 1,210,631,932 | 1,094,097,353 |
| 負債純資産合計 | | 1,210,632,062 | 1,134,097,359 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 区 分 | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
|------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金 |

| | |
|----------------------------|--|
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> |
|----------------------------|--|

（貸借対照表に関する注記）

| 区 分 | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|------------------|--------------|---------------|
| 1. 1 期首 | 平成29年12月16日 | 平成30年6月16日 |
| 期首元本額 | 586,450,002円 | 525,882,585円 |
| 期中追加設定元本額 | - 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 60,567,417円 | 75,213,774円 |
| 期末元本額の内訳 | | |
| ファンド名 | | |
| ダイワ/フィデリティ・アジ | 525,882,585円 | 450,668,811円 |
| ア3資産分散ファンド | | |
| 計 | 525,882,585円 | 450,668,811円 |
| 2. 期末日における受益権の総数 | 525,882,585口 | 450,668,811口 |

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

| 区 分 | 自 平成30年6月16日 至 平成30年12月17日 |
|-----------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。 |

| | |
|----------------------------|---|
| 2. 金融商品の内容及びリスク | <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p> |
| 4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> |

金融商品の時価等に関する事項

| 区 分 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------------------|--|
| 1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額 | 金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 金融商品の時価の算定方法 | <p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種 類 | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|------|------------------------|------------------------|
| | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） | 当期間の損益に 含まれた評価差額（円） |
| 投資証券 | 21,460,952 | 2,361,226 |
| 合計 | 21,460,952 | 2,361,226 |

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成29年12月16日から平成30年6月15日まで、及び平成29年12月16日から平成30年12月17日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

| 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------|---------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

（1口当たり情報）

| | 平成30年6月15日現在 | 平成30年12月17日現在 |
|--------------|--------------|---------------|
| 1口当たり純資産額 | 2,3021円 | 2,4277円 |
| （1万口当たり純資産額） | （23,021円） | （24,277円） |

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------|----------------|------------------------------|---------|--|---|
| 投資証券 | シンガポール・ドル | KEPPEL DC REIT | 700,121 | 966,166.980 | |
| | | FRASERS LOGISTICS & INDUSTRI | 542,140 | 574,668.400 | |
| | | ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT | 541,704 | 1,408,430.400 | |
| | | SUNTEC REIT | 159,500 | 288,695.000 | |
| | | CAPITALAND RETAIL CHINA TRUS | 652,600 | 894,062.000 | |
| | | PARKWAYLIFE REAL ESTATE | 420,900 | 1,144,848.000 | |
| | | LIPPO MALLS INDONESIA RETAIL | 616,900 | 122,146.200 | |
| | | MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST | 266,000 | 508,060.000 | |
| | | MAPLETREE COMMERCIAL TRUST | 685,500 | 1,151,640.000 | |
| | | シンガポール・ドル 小計 | | | シンガポール・ドル 7,058,716.980 (582,132,389) |
| | マレーシア・リングット | IGB REAL ESTATE INVESTMENT T | 358,800 | 609,960.000 | |
| | | SUNWAY REAL ESTATE INVESTMEN | 567,100 | 924,373.000 | |
| | マレーシア・リングット 小計 | | | マレーシア・リングット 1,534,333.000 (41,580,424) | |
| | 香港・ドル | | | 香港・ドル | |

| | | | | |
|---------|-----------------------------|---------|--|--|
| | SUNLIGHT REAL ESTATE INVEST | 438,000 | 2,190,000.000 | |
| | FORTUNE REIT | 691,000 | 6,336,470.000 | |
| | LINK REIT | 269,500 | 21,250,075.000 | |
| | 香港・ドル 小計 | | 香港・ドル 29,776,545.000 (432,355,433) | |
| 投資証券 合計 | | | 1,056,068,246 [1,056,068,246] | |
| 合計 | | | 1,056,068,246 [1,056,068,246] | |

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入 投資証券 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------------|----------|--------------------|----------------|
| シンガポール・ドル | 投資証券 9銘柄 | 100% | 55.2% |
| マレーシア・リングgit | 投資証券 2銘柄 | 100% | 3.9% |
| 香港・ドル | 投資証券 3銘柄 | 100% | 40.9% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

「フィデリティ・ファンズ - アジアン・ハイ・イールド・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)」
の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

運用および純資産変動計算書

2018年4月30日に終了した年度

通貨

米ドル

| | |
|--------------------------|---------------|
| 投資収益 | |
| 受取配当金および受取利息 | 253,433,331 |
| スワップ取引に係る受取利息 | 47,932,610 |
| デリバティブ収益 | - |
| 雑益 | - |
| 純利益 | 301,365,941 |
| 費用 | |
| 運用報酬 | 40,745,005 |
| 管理費 | 12,563,592 |
| 国税 | 2,057,705 |
| 保管費用 | 556,445 |
| 販売手数料 | 507,554 |
| その他費用 | 819,802 |
| 費用合計 | 57,250,103 |
| スワップ取引に係る支払利息 | 12,838 |
| デリバティブ費用 | 51,086 |
| 差金決済取引に係る財務費用 | - |
| 還付ブローカー費用 | - |
| 管理費用の払戻 | - |
| 払戻費用 | - |
| 費用還付 | - |
| 総費用 | 57,314,027 |
| 純投資収益(損失) | 244,051,914 |
| 有価証券に係る実現純(損)益 | 42,089,870 |
| 外貨取引に係る実現純(損)益 | 430,177 |
| 差金決済取引に係る実現純(損)益 | - |
| 外国為替予約取引に係る実現純(損)益 | 36,333,083 |
| オプション取引に係る実現純(損)益 | - |
| 先物取引に係る実現純(損)益 | 1,680,989 |
| スワップ取引に係る実現純(損)益 | (38,152,844) |
| 有価証券に係る未実現評価(損)益の変動額 | (167,512,330) |
| 外貨取引に係る未実現評価(損)益の変動額 | (520,615) |
| 差金決済取引に係る未実現評価(損)益の変動額 | - |
| 外国為替予約取引に係る未実現評価(損)益の変動額 | (12,258,169) |
| オプション取引に係る未実現評価(損)益の変動額 | - |
| 先物取引に係る未実現評価(損)益の変動額 | 409,644 |
| スワップ取引に係る未実現評価(損)益の変動額 | (9,060,552) |
| 運用実績 | 97,491,167 |
| 受益者への分配金 | (203,033,772) |
| 設定解約 | |
| 当期設定額 | 1,636,284,618 |
| 当期解約額 | (732,715,347) |
| 調整勘定 | 4,971,072 |
| 設定解約に伴う増加(減少)額 | 908,540,343 |
| 純増加(減少) | 802,997,738 |
| 純資産額 | |
| 期首 | 3,521,845,230 |
| 期末 | 4,324,842,968 |

投資資産明細表

2018年4月30日現在

| | 国コード | 通貨 | 株数または 額面価額 | 時価 (米ドル) | 純資産 比率(%) |
|--|------|-----|---------------|-------------|--------------|
| 公認の証券取引所で取引される証券 | | | | | |
| エネルギー | | | | | |
| Puma International Fin. 5.00% 24/01/2026 Reg S | LU | USD | 44,274,154 | 41,798,476 | 0.97 |
| HPCL-Mittal Energy 5.25% 28/04/2027 | IN | USD | 43,094,856 | 41,561,907 | 0.96 |
| Puma Int'l Fin. 5.125% 06/10/2024 Reg S | LU | USD | 36,801,427 | 36,218,106 | 0.84 |
| Energy Resources VRN 0.41% 30/09/2022 | MN | USD | 35,240,473 | 34,608,206 | 0.80 |
| Anton Oilfield Services Group 9.75% 05/12/2020 | KY | USD | 28,866,760 | 30,542,057 | 0.71 |
| GEO Coal International Pte 8.00% 04/10/2022 Reg S | SG | USD | 28,622,601 | 27,680,445 | 0.64 |
| Hilong Holding 7.25% 22/06/2020 | KY | USD | 25,893,039 | 25,611,646 | 0.59 |
| Indika Energy Capital II 6.875% 10/04/2022 Reg S | SG | USD | 24,245,370 | 24,426,871 | 0.56 |
| Guang Hui Industry Invest. 7.875% 30/03/2020 | CN | USD | 23,903,370 | 23,254,896 | 0.54 |
| Medco Straits Services Pte 8.50% 17/08/2022 Reg S | SG | USD | 21,551,440 | 22,819,204 | 0.53 |
| Medco Platinum Road Pte 6.75% 30/01/2025 Reg S | SG | USD | 20,872,271 | 19,980,848 | 0.46 |
| Yancoal Int'l Resources Dev. 5.75% VRN (perpetual) | HK | USD | 14,476,946 | 14,451,162 | 0.33 |
| PTTEP Treasury Center 4.60% VRN (perpetual) Reg S | TH | USD | 14,055,287 | 13,805,686 | 0.32 |
| Sanchez Energy 6.125% 15/01/2023 | US | USD | 11,197,379 | 8,174,086 | 0.19 |
| Energy Resources 0.278% (perpetual) | KY | USD | 6,037,338 | 3,644,640 | 0.08 |
| | | | | 368,578,236 | 8.52 |
| 公益事業 | | | | | |
| Majapahit Holding 7.875% 29/06/2037 Reg S | NL | USD | 50,003,365 | 64,435,787 | 1.49 |
| Greenko Investment 4.875% 16/08/2023 Reg S | MU | USD | 46,850,957 | 44,448,276 | 1.03 |
| Azure Power Energy 5.50% 03/11/2022 Reg S | MU | USD | 29,820,634 | 29,232,213 | 0.68 |
| GCL New Energy Holdings 7.10% 30/01/2021 | BM | USD | 29,917,699 | 28,440,678 | 0.66 |
| United Photovoltaics Group 8.25% 25/01/2020 | BM | USD | 29,388,944 | 27,812,360 | 0.64 |
| Neerg Energy 6.00% 13/02/2022 Reg S | MU | USD | 21,200,058 | 20,860,857 | 0.48 |
| Listrindo Capital 4.95% 14/09/2026 Reg S | NL | USD | 21,504,589 | 20,239,431 | 0.47 |
| China Jinjiang Environment Hldn. 6.00% 27/07/2020 | KY | USD | 17,412,506 | 16,801,867 | 0.39 |
| Star Energy Geothermal 6.75% 24/04/2033 Reg S | VG | USD | 15,929,325 | 15,425,274 | 0.36 |
| Envision Energy 7.50% 26/04/2021 | VG | USD | 11,926,932 | 11,682,370 | 0.27 |
| Public Power Finance 5.50% 01/05/2019 Reg S | GB | EUR | 6,558,009 | 7,878,359 | 0.18 |
| China Oil & Gas Group 5.00% 07/05/2020 | BM | USD | 6,324,879 | 6,309,842 | 0.15 |

| | | | | | |
|--|----|-----|-------------|-------------|------|
| SK E&S 4.875% VRN (perpetual) Reg S | KR | USD | 1,874,038 | 1,858,982 | 0.04 |
| China Oil & Gas Group 4.625% 20/04/2022 | BM | USD | 341,351 | 327,460 | 0.01 |
| | | | | 295,753,756 | 6.84 |
| 素材 | | | | | |
| ABJA Investment 5.45% 24/01/2028 | SG | USD | 100,612,430 | 91,200,640 | 2.11 |
| ABM Investama 7.125% 01/08/2022 Reg S | ID | USD | 32,280,309 | 31,634,961 | 0.73 |
| Zhongrong International Resources 7.25% 26/10/2020 | VG | USD | 35,940,054 | 31,354,013 | 0.72 |
| Trafigura Group Pte 6.875% VRN (perpetual) | SG | USD | 22,675,863 | 23,149,403 | 0.54 |
| Vedanta Resources 8.25% 07/06/2021 Reg S | GB | USD | 20,333,315 | 21,840,370 | 0.50 |
| China Shanshui Cement Group 7.50% 10/03/2020 | KY | USD | 23,331,777 | 16,113,508 | 0.37 |
| Shandong Iron & Steel Xinheng Intl 6.50% 14/06/2021 | VG | USD | 15,691,228 | 15,293,479 | 0.35 |
| Yingde Gases Investment 7.25% 28/02/2020 Reg S | VG | USD | 12,368,653 | 12,601,406 | 0.29 |
| West China Cement 6.50% 11/09/2019 | GB | USD | 10,963,124 | 11,181,411 | 0.26 |
| Vedanta Resources 7.125% 31/05/2023 Reg S | GB | USD | 9,744,999 | 9,969,524 | 0.23 |
| Vedanta Resources 6.125% 09/08/2024 Reg S | GB | USD | 10,119,807 | 9,743,856 | 0.23 |
| Bukit Makmur Man. Utama 7.75% 13/02/2022 Reg S | ID | USD | 8,339,470 | 8,699,114 | 0.20 |
| Rock International Investment 6.625% 27/03/2020 | VG | USD | 5,824,919 | 5,189,336 | 0.12 |
| China Forestry 10.25% 17/11/2015 Reg S (Defaulted) | KY | USD | 12,352,723 | 926,454 | 0.02 |
| Mongolian Mining | MN | HKD | 41,423,259 | 789,145 | 0.02 |
| | | | | 289,686,620 | 6.70 |
| 資本財・サービス | | | | | |
| Indika Energy Capital Pte 5.875% 09/11/2024 Reg S | SG | USD | 56,221,148 | 53,077,908 | 1.23 |
| Delhi Int'l Airport 6.125% 31/10/2026 Reg S | IN | USD | 38,441,210 | 38,585,172 | 0.89 |
| Wisdom Glory Group 5.25% VRN (perpetual) | VG | USD | 37,082,532 | 36,535,009 | 0.84 |
| eHi Car Services 5.875% 14/08/2022 | KY | USD | 38,376,982 | 35,684,108 | 0.83 |
| Korean Air Lines 6.875% VRN 12/06/2047 | KR | USD | 29,984,612 | 30,093,921 | 0.70 |
| Blue Skyview 7.125% VRN (perpetual) | VG | USD | 29,172,266 | 26,844,232 | 0.62 |
| China Singyes Solar Techno. Hldgs 6.75% 17/10/2018 | BM | USD | 25,221,215 | 24,337,149 | 0.56 |
| Korean Air Lines 5.875% 06/03/2021 | KR | USD | 23,425,478 | 23,210,983 | 0.54 |
| Alam Synergy Pte 6.625% 24/04/2022 | SG | USD | 21,551,440 | 20,096,502 | 0.46 |
| SOCAM Development 6.25% 08/05/2020 | BM | USD | 20,172,700 | 19,888,487 | 0.46 |
| Blue Sky Fliers 6.90% 20/01/2019 | VG | USD | 19,559,626 | 19,370,406 | 0.45 |
| Concord New Energy Group 7.90% 23/01/2021 | BM | USD | 19,423,085 | 19,264,622 | 0.45 |
| Jain International Trading 7.125% 01/02/2022 | NL | USD | 17,990,767 | 17,774,231 | 0.41 |
| NEW Areva Holding 4.875% 23/09/2024 EMTN | FR | EUR | 12,062,115 | 15,995,174 | 0.37 |

| | | | | | |
|---|----|-----|------------|-------------|-------|
| GMR Hyderabad Int'l Airport 4.25% 27/10/2027 Reg S | IN | USD | 15,929,325 | 14,561,681 | 0.34 |
| Jiangsu Nantong Sanjian Int'l 7.80% 26/10/2020 eHi Car Services 7.50% 08/12/2018 Reg S | VG | USD | 11,722,121 | 11,686,304 | 0.27 |
| Hainan Airlines 5.50% 21/06/2018 | KY | USD | 10,307,211 | 10,405,629 | 0.24 |
| China Singyes Solar Technologies 7.95% 15/02/2019 | HK | USD | 5,758,655 | 5,728,526 | 0.13 |
| Soechi Capital Pte 8.375% 31/01/2023 Reg S | BM | USD | 5,963,466 | 5,643,243 | 0.13 |
| BLT Finance 7.50% 15/05/2014 Reg S (Defaulted) | SG | USD | 4,685,096 | 4,526,974 | 0.10 |
| China City Int'l 5.35% 03/07/2017 (Defaulted) | NL | USD | 14,242,691 | 391,674 | 0.01 |
| | HK | CNY | 2,048,107 | 84,562 | 0.00 |
| | | | | 433,786,497 | 10.03 |
| 情報技術 | | | | | |
| STATS ChipPAC 8.50% 24/11/2020 Reg S | SG | USD | 58,308,701 | 61,642,763 | 1.43 |
| Banglalink Digital Comm. 8.625% 06/05/2019 Reg S | BD | USD | 28,860,189 | 29,513,267 | 0.68 |
| HT Global IT Solutions Hldgs 7.00% 14/07/2021 Reg S | MU | USD | 14,992,306 | 15,455,816 | 0.36 |
| Dr Peng Holding HongKong 5.05% 01/06/2020 | HK | USD | 11,595,612 | 11,206,069 | 0.26 |
| Nuoxi Capital 5.35% 24/01/2023 | VG | USD | 11,384,783 | 10,876,572 | 0.25 |
| | | | | 128,694,487 | 2.98 |
| 一般消費財・サービス | | | | | |
| Studio City Finance 8.50% 01/12/2020 Reg S | VG | USD | 60,186,945 | 61,363,840 | 1.42 |
| Oceanwide Holdings Int'l 2015 9.625% 11/08/2020 | VG | USD | 56,009,670 | 55,899,667 | 1.29 |
| WTT Investment /Hong Kong 5.50% 21/11/2022 Reg S | KY | USD | 42,643,753 | 41,309,920 | 0.96 |
| Baoxin Auto Finance I 5.625% VRN (perpetual) | VG | USD | 42,515,746 | 39,928,344 | 0.92 |
| Baoxin Auto Finance I 8.75% VRN (perpetual) | VG | USD | 37,789,339 | 38,668,470 | 0.89 |
| 361 Degrees International 7.25% 06/03/2021 | KY | USD | 28,503,467 | 28,995,380 | 0.67 |
| Li & Fung 5.25% (perpetual) EMTN | BM | USD | 30,734,228 | 24,807,239 | 0.57 |
| Golden Legacy Pte 8.25% 07/06/2021 Reg S | SG | USD | 20,801,825 | 21,876,822 | 0.51 |
| Baoxin Auto Finance I 6.625% 02/04/2019 | VG | USD | 19,835,531 | 19,889,256 | 0.46 |
| Golden Eagle Retail Group 4.625% 21/05/2023 Reg S | KY | USD | 16,819,494 | 15,252,842 | 0.35 |
| GOME Retail Holdings 5.00% 10/03/2020 | BM | USD | 15,343,688 | 15,075,427 | 0.35 |
| Ottawa Holdings Pte 5.875% 16/05/2018 Reg S | SG | USD | 15,367,114 | 14,385,271 | 0.33 |
| Studio City Finance 8.50% 01/12/2020 144A | VG | USD | 13,886,624 | 14,158,163 | 0.33 |
| Golden Legacy Pte 6.875% 27/03/2024 Reg S | SG | USD | 10,213,509 | 9,928,521 | 0.23 |
| AMC Entertainment Holdings 6.125% 15/05/2027 | US | USD | 4,685,096 | 4,573,825 | 0.11 |
| Shenzhen Maoye Trade Bldg. 4.50% VRN 05/01/2021 | CN | CNY | 9,370,191 | 1,411,548 | 0.03 |
| REXLot Holdings 4.50% 17/04/2019 (Defaulted) | BM | HKD | 7,070,285 | 765,763 | 0.02 |

| | | | | | |
|---|----|-----|------------|-------------|------|
| Maoye International Hldgs. 7.00% 23/10/2018 | KY | USD | 614,432 | 615,859 | 0.01 |
| EMTN | | | | | |
| Parkson Retail Group 4.50% 03/05/2018 | KY | USD | 512,027 | 511,327 | 0.01 |
| REXLot Holdings 6.00% 28/04/2017 (Defaulted) | BM | HKD | 2,719,340 | 251,212 | 0.01 |
| Harvest International -1.411% 21/11/2022 | KY | HKD | 1,706,756 | 232,033 | 0.01 |
| Well Hope Development 3.875% VRN (perpetual) | KY | USD | 170,676 | 159,899 | 0.00 |
| | | | | 410,060,628 | 9.48 |
| 生活必需品 | | | | | |
| ESAL 6.25% 05/02/2023 Reg S | AT | USD | 25,299,517 | 24,283,324 | 0.56 |
| H&H Int'l Holdings 7.25% 21/06/2021 Reg S | KY | USD | 21,484,527 | 21,951,150 | 0.51 |
| SSMS Plantation Holdings 7.75% 23/01/2023 | SG | USD | 20,963,967 | 20,550,452 | 0.48 |
| TBLA International Pte 7.00% 24/01/2023 | SG | USD | 18,911,058 | 18,083,662 | 0.42 |
| Blue Ocean Resources 4.00% 31/12/2020 (Defaulted) | SG | USD | 2,867,551 | 795,746 | 0.02 |
| Knight Castle Investments 7.99% 23/01/2021 | VG | USD | 170,676 | 159,200 | 0.00 |
| | | | | 85,823,534 | 1.98 |
| ヘルスケア | | | | | |
| Fullerton Healthcare 7.00% VRN (perpetual) | KY | USD | 20,657,938 | 20,357,530 | 0.47 |
| Yestar International Holdings 6.90% 15/09/2021 | KY | USD | 19,001,427 | 18,093,377 | 0.42 |
| | | | | 38,450,907 | 0.89 |
| 電気通信サービス | | | | | |
| TBG Global Pte 5.25% 10/02/2022 | SG | USD | 19,489,998 | 19,454,799 | 0.45 |
| GCX 7.00% 08/01/2019 Reg S | BM | USD | 14,055,287 | 13,260,538 | 0.31 |
| Bakrie Tele. 11.50% 07/05/2015 Reg S (Defaulted) | SG | USD | 16,116,729 | 161,167 | 0.00 |
| | | | | 32,876,504 | 0.76 |
| 金融 | | | | | |
| Fortune Star 5.25% 23/03/2022 | VG | USD | 68,343,509 | 64,994,677 | 1.50 |
| Nanyang Commercial Bank 5.00% VRN (perpetual) | HK | USD | 44,976,919 | 43,091,958 | 1.00 |
| Postal Savings Bank of China 4.50% VRN (perpetual) | CN | USD | 45,023,770 | 42,653,358 | 0.99 |
| ICBC 4.25% VRN (perpetual) | HK | USD | 44,321,005 | 42,207,647 | 0.98 |
| Bank of East Asia 8.50% VRN (perpetual) | HK | USD | 27,173,555 | 28,854,239 | 0.67 |
| Woori Bank 5.25% VRN (perpetual) Reg S | KR | USD | 28,532,233 | 28,071,081 | 0.65 |
| HNA Group International 8.875% 06/11/2018 EMTN | HK | USD | 27,549,041 | 27,374,353 | 0.63 |
| RKP Overseas Finance 2016 7.95% (perpetual) | VG | USD | 26,462,117 | 25,574,538 | 0.59 |
| Bank of East Asia 5.625% VRN (perpetual) | HK | USD | 23,425,478 | 23,214,145 | 0.54 |
| Woori Bank 4.50% VRN (perpetual) Reg S | KR | USD | 22,863,267 | 22,264,992 | 0.51 |
| Yihua Overseas Investment 8.50% 23/10/2020 | VG | USD | 22,881,352 | 21,590,593 | 0.50 |
| Bank of East Asia 5.50% VRN (perpetual) EMTN | HK | USD | 20,876,786 | 20,800,732 | 0.48 |
| Fortune Star 5.95% 29/01/2023 | VG | USD | 21,600,976 | 20,576,614 | 0.48 |

| | | | | | |
|---|----|-----|------------|-------------|-------|
| China Cinda Asset Mgmt. 4.45% VRN (perpetual) | CN | USD | 21,551,440 | 20,020,728 | 0.46 |
| Pearl Holding III 9.50% 11/12/2022 Reg S | KY | USD | 16,646,163 | 16,545,229 | 0.38 |
| ANZ 6.75% VRN (perpetual) Reg S | AU | USD | 14,225,963 | 15,207,967 | 0.35 |
| Wealth Driven 5.50% 17/08/2023 | VG | USD | 10,307,211 | 10,031,879 | 0.23 |
| China Development Bank 5.84% 03/01/2019 | CN | CNY | 60,906,244 | 9,806,283 | 0.23 |
| Hanrui Overseas Investment 4.90% 28/06/2019 | VG | USD | 9,008,778 | 8,816,490 | 0.20 |
| HNA Group International 6.00% 18/08/2019 EMTN | HK | USD | 6,227,165 | 5,912,117 | 0.14 |
| Qinghai Provincial Investment 7.875% 22/03/2021 | CN | USD | 5,026,447 | 4,922,110 | 0.11 |
| Qinghai Provincial Invest. Group 7.25% 22/02/2020 | CN | USD | 5,026,447 | 4,902,196 | 0.11 |
| Jinshine International 6.75% 27/03/2021 | VG | USD | 341,351 | 338,329 | 0.01 |
| HNA 8.125% 03/12/2018 EMTN | HK | USD | 204,811 | 202,344 | 0.00 |
| | | | | 507,974,599 | 11.75 |
| 不動産 | | | | | |
| Shimao Property Holdings 8.375% 10/02/2022 | KY | USD | 50,173,362 | 53,476,526 | 1.24 |
| Yuzhou Properties 5.375% VRN (perpetual) | KY | USD | 49,817,319 | 44,611,185 | 1.03 |
| China Evergrande Group 8.75% 28/06/2025 | KY | USD | 43,094,936 | 41,527,423 | 0.96 |
| Sino-Ocean Land Treasure III 4.90% VRN (perpetual) | VG | USD | 39,354,804 | 36,395,598 | 0.84 |
| Central China Real Estate 8.75% 23/01/2021 | KY | USD | 31,460,418 | 32,790,281 | 0.76 |
| Easy Tactic 5.75% 13/01/2022 | VG | USD | 32,217,069 | 30,556,102 | 0.71 |
| Moon Wise Global 9.00% VRN (perpetual) | KY | USD | 28,110,574 | 28,888,422 | 0.67 |
| Jingrui Holdings 7.75% 12/04/2020 | KY | USD | 29,359,500 | 28,873,924 | 0.67 |
| Fantasia Holdings Group 7.375% 04/10/2021 | KY | USD | 27,097,939 | 25,556,743 | 0.59 |
| Yida China Holdings 6.95% 19/04/2020 | KY | USD | 28,520,196 | 24,398,129 | 0.56 |
| Jababeka International 6.50% 10/05/2023 Reg S | NL | USD | 25,299,517 | 23,722,383 | 0.55 |
| CIFI Holdings Group 7.75% 05/06/2020 | KY | USD | 22,675,863 | 23,299,563 | 0.54 |
| RKI Overseas Finance 2017 A 7.00% (Perpetual) | VG | USD | 25,894,536 | 22,769,829 | 0.53 |
| China Evergrande Group 8.25% 23/03/2022 | KY | USD | 22,829,810 | 22,685,983 | 0.52 |
| Jiayuan International Group 8.25% 14/11/2018 | KY | USD | 22,565,603 | 22,568,987 | 0.52 |
| Sunac China Holdings 7.35% 19/07/2021 | KY | USD | 22,361,301 | 21,832,669 | 0.50 |
| Yanlord Land 6.75% 23/04/2023 | HK | USD | 21,000,447 | 21,087,410 | 0.49 |
| Redco Group 7.00% 14/11/2018 | KY | USD | 20,804,340 | 20,921,697 | 0.48 |
| KWG Property Holding 5.20% 21/09/2022 | KY | USD | 22,829,810 | 20,791,439 | 0.48 |
| Modernland Overseas Pte 6.95% 13/04/2024 | SG | USD | 21,129,782 | 20,057,118 | 0.46 |
| Modern Land China 7.95% 05/03/2021 | KY | USD | 19,806,427 | 19,641,528 | 0.45 |
| Times China Holdings 6.25% 17/01/2021 | KY | USD | 19,556,771 | 19,099,632 | 0.44 |
| Theta Capital 6.75% 31/10/2026 | SG | USD | 22,488,459 | 19,032,185 | 0.44 |
| APL Realty Holdings Pte 5.95% 02/06/2024 | SG | USD | 21,551,440 | 18,992,239 | 0.44 |
| Shimao Property Holdings 5.20% 30/01/2025 | KY | USD | 17,990,767 | 17,196,421 | 0.40 |
| CIFI Holdings Group 5.375% VRN (perpetual) | KY | USD | 18,512,176 | 16,674,954 | 0.39 |

| | | | | | |
|---|----|-----|------------|-------------|-------|
| Country Garden Holdings 7.25% 04/04/2021 Reg S | KY | USD | 15,929,325 | 16,366,267 | 0.38 |
| KWG Property Holding 8.975% 14/01/2019 | KY | USD | 15,644,207 | 16,012,816 | 0.37 |
| Golden Wheel Tiandi Holdings 7.00% 18/01/2021 | KY | USD | 15,768,032 | 15,514,214 | 0.36 |
| Kaisa Group Holdings 8.50% 30/06/2022 | KY | USD | 16,100,001 | 14,049,569 | 0.32 |
| China SCE Property Holdingsngs 7.45% 17/04/2021 | KY | USD | 13,294,144 | 13,214,997 | 0.31 |
| Xinyuan Real Estate 9.875% 19/03/2020 | KY | USD | 12,863,951 | 12,935,391 | 0.30 |
| Times Property Holdings 6.25% 23/01/2020 | KY | USD | 12,181,249 | 12,227,117 | 0.28 |
| Central China Real Estatee 6.50% 05/03/2021 | KY | USD | 12,368,653 | 12,075,095 | 0.28 |
| Central China Real Estate 8.00% 28/01/2020 | KY | USD | 11,806,441 | 11,976,348 | 0.28 |
| Modern Land China 6.875% 20/10/2019 | KY | USD | 11,380,770 | 11,400,078 | 0.26 |
| Jingrui Holdings 9.45% 23/04/2021 | KY | USD | 11,414,905 | 11,379,239 | 0.26 |
| Yuzhou Properties 6.00% 25/01/2022 | KY | USD | 11,244,230 | 10,652,277 | 0.25 |
| Xinyuan Real Estate 7.75% 28/02/2021 | KY | USD | 11,173,953 | 10,413,387 | 0.24 |
| Xinyuan Real Estate 8.125% 30/08/2019 | KY | USD | 10,316,593 | 10,299,039 | 0.24 |
| Logan Property Holdings 5.25% 23/02/2023 | KY | USD | 10,367,456 | 9,243,696 | 0.21 |
| CIFI Holdings Group 6.875% 23/04/2021 | KY | USD | 8,322,742 | 8,295,693 | 0.19 |
| Sunshine 100 China Holdings 6.50% 11/08/2021 | KY | USD | 4,276,832 | 4,308,908 | 0.10 |
| Marquee Land Pte 9.75% 05/08/2019 Reg S | SG | USD | 3,540,058 | 3,677,390 | 0.09 |
| Wanda Properties International 7.25% 29/01/2024 | VG | USD | 1,024,054 | 1,016,376 | 0.02 |
| Redco Group 6.375% 27/02/2019 | KY | USD | 682,702 | 681,081 | 0.02 |
| Logan Property Holdings 6.875% 24/04/2021 | KY | USD | 682,702 | 675,448 | 0.02 |
| Agile Group Holdings 6.875% VRN (perpetual) | KY | USD | 682,702 | 667,395 | 0.02 |
| Shui On Development Holding 7.50% VRN (perpetual) | KY | USD | 597,365 | 622,753 | 0.01 |
| Shui On Development Holding 6.40% VRN (perpetual) | KY | USD | 512,027 | 503,670 | 0.01 |
| Central China Real Estate 6.75% 08/11/2021 | KY | USD | 409,621 | 400,981 | 0.01 |
| Kaisa Group Holdings 9.375% 30/06/2024 | KY | USD | 273,081 | 236,568 | 0.01 |
| | | | | 886,294,163 | 20.49 |
| 国債 | | | | | |
| Philippine 9.50% 02/02/2030 | PH | USD | 42,370,672 | 62,861,913 | 1.45 |
| Philippine 10.625% 16/03/2025 | PH | USD | 30,257,693 | 43,160,360 | 1.00 |
| Mongolia 10.875% 06/04/2021 Reg S | MN | USD | 29,047,593 | 33,242,894 | 0.77 |
| Pakistan 8.25% 15/04/2024 Reg S | PK | USD | 11,312,500 | 11,793,485 | 0.27 |
| | | | | 151,058,652 | 3.49 |
| オープンエンド型ファンド | | | | | |
| Fidelity ILF - The US Dollar Fund - A-ACC-USD | IE | USD | 3,468 | 60,378,276 | 1.40 |
| | | | | 60,378,276 | 1.40 |
| その他の市場で取引される証券 | | | | | |
| エネルギー | | | | | |
| Indo Energy Finance II 6.375% 24/01/2023 Reg S | NL | USD | 31,403,536 | 30,975,662 | 0.72 |

| | | | | | |
|---|----|-----|------------|------------|------|
| Sanchez Energy 7.25% 15/02/2023 144A | US | USD | 3,279,567 | 3,329,318 | 0.08 |
| Denbury Resources 9.25% 31/03/2022 Reg S | US | USD | 2,112,978 | 2,206,437 | 0.05 |
| Denbury Resources 5.00% 15/12/2023 Reg S | US | USD | 1,752,226 | 1,712,275 | 0.04 |
| | | | | 38,223,692 | 0.88 |
| 公益事業 | | | | | |
| Greenko Dutch BV 5.25% 24/07/2024 Reg S | NL | USD | 44,039,899 | 42,423,635 | 0.98 |
| State Grid Corp of China 2.80% 20/10/2019 | CN | CNY | 28,110,574 | 4,353,447 | 0.10 |
| | | | | 46,777,082 | 1.08 |
| 素材 | | | | | |
| Petra Diamonds US Treasury 7.25% 01/05/2022 Reg S | GB | USD | 22,625,000 | 22,644,672 | 0.52 |
| Barmingo Finance 6.625% 15/05/2022 Reg S | AU | USD | 14,328,368 | 13,925,053 | 0.32 |
| Chandra Asri 4.95% 08/11/2024 Reg S | ID | USD | 10,775,720 | 9,971,318 | 0.23 |
| Mirabela Nickel 1.00% 15/04/2044 | AU | USD | 142,332 | 1 | 0.00 |
| | | | | 46,541,044 | 1.08 |
| 資本財・サービス | | | | | |
| Global A&T Electronics 8.50% 12/01/2023 | KY | USD | 54,273,914 | 54,445,772 | 1.26 |
| | | | | 54,445,772 | 1.26 |
| 情報技術 | | | | | |
| BCP Singapore VI Fin. 8.00% 15/04/2021 Reg S | KY | USD | 8,516,843 | 8,261,338 | 0.19 |
| | | | | 8,261,338 | 0.19 |
| 一般消費財・サービス | | | | | |
| Ctrip.com International 1.25% 15/09/2022 | KY | USD | 23,794,665 | 24,092,098 | 0.56 |
| New Cotai 10.625% 01/05/2019 Reg S | SU | USD | 179,743 | 178,844 | 0.00 |
| | | | | 24,270,942 | 0.56 |
| 電気通信サービス | | | | | |
| Hellas Tel. II 0.00% 15/01/2015 144A (Defaulted) | LU | USD | 374,808 | 4 | 0.00 |
| | | | | 4 | 0.00 |
| 金融 | | | | | |
| Stoneway Capital 10.00% 01/03/2027 Reg S | CA | USD | 19,771,104 | 21,275,319 | 0.49 |
| Rackspace Hosting 8.625% 15/11/2024 144A | US | USD | 10,307,211 | 10,423,167 | 0.24 |
| APTIM 7.75% 15/06/2025 144A | US | USD | 11,244,230 | 9,866,812 | 0.23 |
| Newday Bondco 7.375% 01/02/2024 Reg S | GB | GBP | 7,496,153 | 9,808,991 | 0.23 |
| China Development Bank 4.24% 24/08/2027 | CN | CNY | 28,110,574 | 4,365,475 | 0.10 |
| BLD Investments 8.625% 23/03/2015 (Defaulted) | SG | USD | 4,497,692 | 337,327 | 0.01 |
| | | | | 56,077,091 | 1.30 |
| 不動産 | | | | | |
| Lodha Developers International 12.00% 13/03/2020 | MU | USD | 30,692,068 | 32,528,850 | 0.75 |
| Global Prime 7.25% 04/2021 | SG | USD | 11,585,581 | 11,664,479 | 0.27 |
| | | | | 44,193,329 | 1.02 |

| | | | | | | |
|---|----|-----|-------------|---------------|--------|--|
| 国債 | | | | | | |
| China 3.36% 22/01/2022 | CN | CNY | 80,583,646 | 12,803,734 | 0.30 | |
| | | | | 12,803,734 | 0.30 | |
| 非上場 | | | | | | |
| エネルギー | | | | | | |
| China National Petroleum 3.40% 22/04/2019 | CN | CNY | 37,480,765 | 5,891,281 | 0.14 | |
| | | | | 5,891,281 | 0.14 | |
| 公益事業 | | | | | | |
| State Grid Corp of China 4.90% 09/04/2022 | CN | CNY | 79,646,627 | 12,753,931 | 0.29 | |
| State Grid Corp of China 5.00% 20/11/2022 | CN | CNY | 42,165,861 | 6,826,671 | 0.16 | |
| | | | | 19,580,602 | 0.45 | |
| 金融 | | | | | | |
| China Development Bank 5.85% 15/04/2029 | CN | CNY | 37,480,765 | 6,656,861 | 0.15 | |
| China Development Bank 2.50% 09/10/2020 | CN | CNY | 18,740,383 | 2,970,488 | 0.07 | |
| | | | | 9,627,349 | 0.22 | |
| 国債 | | | | | | |
| China 2.73% 11/06/2018 | CN | CNY | 112,442,296 | 17,801,962 | 0.41 | |
| China 3.39% 23/08/2022 | CN | CNY | 103,072,105 | 16,364,525 | 0.38 | |
| China 2.90% 05/05/2026 | CN | CNY | 74,961,531 | 11,223,429 | 0.26 | |
| China 3.38% 23/05/2023 | CN | CNY | 46,850,957 | 7,408,038 | 0.17 | |
| China 3.05% 22/10/2022 | CN | CNY | 12,177,113 | 1,898,808 | 0.04 | |
| China 2.75% 17/03/2023 | CN | CNY | 9,370,191 | 1,440,593 | 0.03 | |
| | | | | 56,137,355 | 1.30 | |
| その他 | | | | | | |
| | | | | (4) | (0.00) | |
| 投資資産合計(取得価額 4,295,110,200米ドル) | | | | 4,112,247,470 | 95.08 | |

| | 通貨 | 契約額等 | 未実現(損)益 (米ドル) | 純資産 比率(%) |
|---|-----|-------------|------------------|--------------|
| クレジット・デフォルト・スワップ | | | | |
| Sold protection on CDX Na Hy S21 5 Year 20/12/2018 | USD | 472,605,783 | 10,644,240 | 0.25 |
| Sold protection on CDX Na Hy S22 5 Year 20/06/2019 | USD | 223,613,009 | 8,721,200 | 0.20 |
| Sold protection on CDX Na Hy S29 5 Year 20/12/2022 | USD | 113,432,215 | 8,259,781 | 0.19 |
| Sold protection on CDX Na Hy S20 5 Year 20/06/2018 | USD | 360,675,513 | 1,368,410 | 0.03 |
| | | | 28,993,631 | 0.67 |

| | 契約額等 (米ドル) | 未実現(損)益 (米ドル) | 純資産 比率(%) |
|---|---------------|------------------|--------------|
| 外国為替先物取引 | | | |
| Bought USD Sold EUR at 1.23967 20/06/2018 | 53,614,892 | 1,221,253 | 0.03 |
| Bought USD Sold GBP at 1.39901 20/06/2018 | 45,268,149 | 678,506 | 0.02 |
| Bought GBP Sold USD at 0.72668 20/06/2018 | 37,535,858 | 60,539 | 0.00 |
| | | 1,960,298 | 0.05 |
| A Shares (EUR) (hedged) | | | |
| Bought EUR Sold USD at 0.80920 09/05/2018 | 88,353,606 | (1,982,791) | (0.05) |
| | | (1,982,791) | (0.05) |
| A Shares (RMB) (hedged) | | | |
| Bought CNY Sold USD at 6.28360 09/05/2018 | 9,390,190 | (46,781) | (0.00) |
| | | (46,781) | (0.00) |
| A-ACC Shares (SEK) (hedged) | | | |
| Bought SEK Sold USD at 8.40620 09/05/2018 | 1,347,339 | (54,327) | (0.00) |
| Bought SEK Sold USD at 8.31465 09/05/2018 | 25,708,935 | (1,305,330) | (0.03) |
| | | (1,359,657) | (0.03) |
| A-HMDIST (G) Shares (AUD) (hedged) | | | |
| Bought AUD Sold USD at 1.30198 09/05/2018 | 140,443,534 | (2,507,212) | (0.06) |
| | | (2,507,212) | (0.06) |
| A-MDIST Shares (JPY) (hedged) | | | |
| Bought JPY Sold USD at 106.26530 09/05/2018 | 3,761,440 | (102,162) | (0.00) |
| | | (102,162) | (0.00) |
| A-MDIST Shares (SGD) (hedged) | | | |
| Bought SGD Sold USD at 1.31095 09/05/2018 | 140,522,903 | (1,465,156) | (0.03) |
| Bought SGD Sold USD at 1.31090 09/05/2018 | 152,566,357 | (1,595,909) | (0.04) |
| | | (3,061,065) | (0.07) |
| A-MINCOME (G) Shares (SGD) (hedged) | | | |
| Bought SGD Sold USD at 1.32422 09/05/2018 | 598,466 | (245) | (0.00) |
| Bought SGD Sold USD at 1.31038 09/05/2018 | 11,539,630 | (125,283) | (0.00) |
| | | (125,528) | (0.00) |
| E-MDIST Shares (EUR) (hedged) | | | |
| Bought EUR Sold USD at 0.80921 09/05/2018 | 110,123,666 | (2,469,080) | (0.06) |
| | | (2,469,080) | (0.06) |
| Y Shares (EUR) (hedged) | | | |
| Bought EUR Sold USD at 0.80921 09/05/2018 | 88,025,133 | (1,973,609) | (0.05) |
| | | (1,973,609) | (0.05) |
| | 通貨 | 未実現(損)益 (米ドル) | 純資産 比率(%) |
| | 契約額等 | | |

先物取引

| | | | | |
|---|-----|------------|---------------|--------|
| US Ultra Bond Future 20/06/2018 | USD | 54,504,321 | 561,013 | 0.01 |
| US Treasury Note 10 year Bond Future 20/06/2018 | USD | 1,101,946 | (5,559) | (0.00) |
| | | | 555,454 | 0.01 |
| 金利スワップ取引 | | | | |
| Receive fixed 3.9825% pay float. (7d China) 23/02/2023 | CNY | 12,971,345 | 31,267 | 0.00 |
| | | | 31,267 | 0.00 |
| その他資産（負債控除後） | | | 194,682,733 | 4.51 |
| 純資産額 | | | 4,324,842,968 | 100.00 |

| 地域別 | | |
|-------------|------|----------|
| 国名 | 国コード | 純資産比率(%) |
| ケイマン諸島 | KY | 24.96 |
| イギリス領バージン諸島 | VG | 15.48 |
| シンガポール | SG | 12.20 |
| 香港 | HK | 5.65 |
| 中国 | CN | 5.08 |
| オランダ | NL | 4.62 |
| バミューダ | BM | 4.30 |
| モーリシャス | MU | 3.30 |
| フィリピン | PH | 2.45 |
| 韓国 | KR | 2.44 |
| インド | IN | 2.19 |
| イギリス | GB | 2.15 |
| ルクセンブルグ | LU | 1.80 |
| モンゴル | MN | 1.59 |
| アイルランド | IE | 1.40 |
| インドネシア | ID | 1.16 |
| アメリカ | US | 0.93 |
| バングラディッシュ | BD | 0.68 |
| オーストラリア | AU | 0.67 |
| オーストリア | AT | 0.56 |
| カナダ | CA | 0.49 |
| フランス | FR | 0.37 |
| タイ | TH | 0.32 |
| パキスタン | PK | 0.27 |
| 国際機関 | SU | 0.00 |
| 現金その他純資産 | | 4.92 |

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2018年12月28日

| | |
|------------------|----------------|
| 資産総額 | 5,065,686,478円 |
| 負債総額 | 2,157,951円 |
| 純資産総額（ - ） | 5,063,528,527円 |
| 発行済数量 | 5,653,778,152口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 0.8956円 |

(参考) ダイワ・アジア株マザーファンド

純資産額計算書

2018年12月28日

| | |
|------------------|----------------|
| 資産総額 | 1,786,766,762円 |
| 負債総額 | 64,982,400円 |
| 純資産総額（ - ） | 1,721,784,362円 |
| 発行済数量 | 1,660,429,977口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 1.0370円 |

(参考) ダイワ・インド株マザーファンド

純資産額計算書

2018年12月28日

| | |
|------------------|----------------|
| 資産総額 | 3,184,898,414円 |
| 負債総額 | 39,557,138円 |
| 純資産総額（ - ） | 3,145,341,276円 |
| 発行済数量 | 1,876,947,412口 |
| 1 単位当たり純資産額（ / ） | 1.6758円 |

(参考) ダイワ・アジアリート・マザーファンド

純資産額計算書

2018年12月28日

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 1,035,704,106円 |
| 負債総額 | 74円 |
| 純資産総額(-) | 1,035,704,032円 |
| 発行済数量 | 440,141,608口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 2.3531円 |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2018年12月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2018年12月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

| 基本的性格 | 本数（本） | 純資産額の合計額（百万円） |
|------------|-------|---------------|
| 単位型株式投資信託 | 80 | 164,607 |
| 追加型株式投資信託 | 718 | 14,301,647 |
| 株式投資信託 合計 | 798 | 14,466,254 |
| 単位型公社債投資信託 | 30 | 114,477 |
| 追加型公社債投資信託 | 14 | 1,406,818 |
| 公社債投資信託 合計 | 44 | 1,521,295 |
| 総合計 | 842 | 15,987,549 |

3 【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第59期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第60期事業年度に係る中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 31,260 | 28,709 |
| 有価証券 | 110 | 0 |
| 前払費用 | 190 | 201 |
| 未収委託者報酬 | 10,453 | 12,368 |
| 未収収益 | 72 | 82 |
| 繰延税金資産 | 439 | 552 |
| その他 | 34 | 47 |
| 流動資産計 | 42,560 | 41,962 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 229 | 1 213 |
| 建物 | 15 | 12 |
| 器具備品 | 214 | 200 |
| 無形固定資産 | 2,650 | 2,614 |
| ソフトウェア | 2,323 | 2,456 |
| ソフトウェア仮勘定 | 327 | 158 |
| 投資その他の資産 | 12,353 | 15,066 |

| | | |
|---------|--------|--------|
| 投資有価証券 | 5,920 | 8,600 |
| 関係会社株式 | 5,129 | 5,129 |
| 出資金 | 185 | 183 |
| 長期差入保証金 | 1,050 | 1,072 |
| 繰延税金資産 | 31 | 45 |
| その他 | 37 | 34 |
| 固定資産計 | 15,234 | 17,894 |
| 資産合計 | 57,795 | 59,856 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 79 | 65 |
| 未払金 | 9,466 | 9,747 |
| 未払収益分配金 | 7 | 8 |
| 未払償還金 | 59 | 59 |
| 未払手数料 | 4,453 | 5,202 |
| その他未払金 | 2 | 2 |
| 未払費用 | 4,077 | 4,148 |
| 未払法人税等 | 980 | 850 |
| 未払消費税等 | 223 | 583 |
| 賞与引当金 | 945 | 1,012 |
| その他 | 3 | 335 |
| 流動負債計 | 15,776 | 16,744 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 2,318 | 2,350 |
| 役員退職慰労引当金 | 151 | 125 |
| その他 | 7 | 5 |
| 固定負債計 | 2,477 | 2,481 |
| 負債合計 | 18,254 | 19,225 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 15,174 | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 11,495 | 11,495 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 資本剰余金合計 | 11,495 | 11,495 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 374 | 374 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 12,231 | 13,370 |
| 利益剰余金合計 | 12,606 | 13,744 |
| 株主資本合計 | 39,276 | 40,414 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 264 | 216 |
| 評価・換算差額等合計 | 264 | 216 |
| 純資産合計 | 39,540 | 40,631 |
| 負債・純資産合計 | 57,795 | 59,856 |

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 79,747 | 82,510 |
| その他営業収益 | 727 | 733 |
| 営業収益計 | 80,474 | 83,244 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 40,110 | 40,392 |
| 広告宣伝費 | 549 | 673 |
| 調査費 | 9,436 | 9,816 |
| 調査費 | 904 | 955 |
| 委託調査費 | 8,531 | 8,860 |
| 委託計算費 | 793 | 839 |
| 営業雑経費 | 1,375 | 1,579 |
| 通信費 | 251 | 249 |
| 印刷費 | 501 | 500 |
| 協会費 | 50 | 53 |
| 諸会費 | 13 | 13 |
| その他営業雑経費 | 557 | 762 |
| 営業費用計 | 52,265 | 53,300 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 5,833 | 5,840 |
| 役員報酬 | 416 | 377 |
| 給料・手当 | 3,940 | 3,973 |

| | | |
|--------------|--------|--------|
| 賞与 | 531 | 477 |
| 賞与引当金繰入額 | 945 | 1,012 |
| 福利厚生費 | 807 | 788 |
| 交際費 | 60 | 55 |
| 旅費交通費 | 178 | 195 |
| 租税公課 | 531 | 501 |
| 不動産賃借料 | 1,273 | 1,281 |
| 退職給付費用 | 463 | 316 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | 60 | 46 |
| 固定資産減価償却費 | 1,045 | 977 |
| 諸経費 | 1,400 | 1,528 |
| 一般管理費計 | 11,655 | 11,531 |
| 営業利益 | 16,554 | 18,411 |

(単位:百万円)

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31 日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 92 | 75 |
| 投資有価証券売却益 | 224 | 210 |
| 有価証券償還益 | 94 | 17 |
| その他 | 69 | 55 |
| 営業外収益計 | 481 | 359 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券売却損 | 24 | 0 |
| その他 | 75 | 29 |
| 営業外費用計 | 100 | 29 |
| 経常利益 | 16,935 | 18,741 |
| 特別損失 | | |
| MMF等償還関連費用 | 305 | - |
| 関係会社整理損失 | - | 333 |
| 特別損失計 | 305 | 333 |
| 税引前当期純利益 | 16,629 | 18,407 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,501 | 5,843 |
| 法人税等調整額 | 1,405 | 106 |
| 法人税等合計 | 5,096 | 5,737 |
| 当期純利益 | 11,533 | 12,670 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-------|-----------------------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,960 | 14,334 | 41,004 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 13,261 | 13,261 | 13,261 |
| 当期純利益 | - | - | - | 11,533 | 11,533 | 11,533 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,728 | 1,728 | 1,728 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 12,231 | 12,606 | 39,276 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 280 | 280 | 41,284 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 13,261 |
| 当期純利益 | - | - | 11,533 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | 15 | 15 | 15 |
| 当期変動額合計 | 15 | 15 | 1,743 |
| 当期末残高 | 264 | 264 | 39,540 |

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 12,231 | 12,606 | 39,276 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 11,532 | 11,532 | 11,532 |
| 当期純利益 | - | - | - | 12,670 | 12,670 | 12,670 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | - | - | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 1,138 | 1,138 | 1,138 |
| 当期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,370 | 13,744 | 40,414 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|--------|
| | その他有価 証券評価 差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 264 | 264 | 39,540 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 11,532 |
| 当期純利益 | - | - | 12,670 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額） | 47 | 47 | 47 |
| 当期変動額合計 | 47 | 47 | 1,090 |
| 当期末残高 | 216 | 216 | 40,631 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5．連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」12百万円、「その他」56百万円は、「その他」69百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 建物 | 26百万円 | 29百万円 |
| 器具備品 | 264百万円 | 235百万円 |

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

| | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|-----|-----------------------|-----------------------|
| 未払金 | 4,877百万円 | 4,406百万円 |

3 保証債務

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,685百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,701百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成28年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 13,261 | 5,084 | 平成28年 3月31日 | 平成28年 6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 11,532百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,421円 |
| 基準日 | 平成29年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成29年6月27日 |

当事業年度(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 剰余金の配当の 総額(百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|--------------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成29年6月26日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,532 | 4,421 | 平成29年 3月31日 | 平成29年 6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| | |
|-----------|------------|
| 剰余金の配当の総額 | 12,669百万円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 4,857円 |
| 基準日 | 平成30年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成30年6月26日 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設

けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されており、株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されており、

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

| | 貸借対照表 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|-----------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金 | 31,260 | 31,260 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 10,453 | 10,453 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 5,060 | 5,060 | - |
| 資産計 | 46,774 | 46,774 | - |
| (1) 未払手数料 | (4,453) | (4,453) | - |
| (2) その他未払金 | (4,946) | (4,946) | - |
| (3) 未払費用(*2) | (3,409) | (3,409) | - |
| 負債計 | (12,809) | (12,809) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

(単位:百万円)

| | 貸借対照表 計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|----------------------------|------------------|----------|----|
| (1) 現金・預金 | 28,709 | 28,709 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 12,368 | 12,368 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券 | 7,631 | 7,631 | - |
| 資産計 | 48,709 | 48,709 | - |
| (1) 未払手数料 | (5,202) | (5,202) | - |
| (2) その他未払金 | (4,476) | (4,476) | - |
| (3) 未払費用(*2) | (3,286) | (3,286) | - |
| 負債計 | (12,965) | (12,965) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

| 区分 | 前事業年度 (平成29年3月31日) | 当事業年度 (平成30年3月31日) |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (1) 其他有価証券 非上場株式 | 970 | 970 |
| (2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式 | 5,129 | 5,129 |
| (3) 長期差入保証金 | 1,050 | 1,072 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 31,260 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,453 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 110 | 2,876 | 1,139 | 110 |
| 合計 | 41,824 | 2,876 | 1,139 | 110 |

当事業年度(平成30年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------------|--------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金 | 28,709 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 12,368 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの | 0 | 5,302 | 1,801 | 117 |
| 合計 | 41,078 | 5,302 | 1,801 | 117 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成29年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成29年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 122 | 55 | 67 |
| (2) その他 証券投資信託 | 3,107 | 2,697 | 410 |
| 小計 | 3,230 | 2,752 | 478 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 証券投資信託 | 1,829 | 1,926 | 96 |

| | | | |
|----|-------|-------|-----|
| 小計 | 1,829 | 1,926 | 96 |
| 合計 | 5,060 | 4,679 | 381 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成30年3月31日)

| | 貸借対照表計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|----------------------|-------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| (1) 株式 | 134 | 55 | 79 |
| (2) その他 証券投資信託 | 4,196 | 3,740 | 456 |
| 小計 | 4,331 | 3,795 | 535 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| その他 証券投資信託 | 3,299 | 3,522 | 223 |
| 小計 | 3,299 | 3,522 | 223 |
| 合計 | 7,631 | 7,318 | 312 |

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

3. 売却した其他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | 50 | - | 1 |
| (2) その他 証券投資信託 | 4,371 | 224 | 23 |
| 合計 | 4,421 | 224 | 24 |

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

| 種類 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|-------------------|--------------|------------------|------------------|
| (1) 株式 | - | - | - |
| (2) その他 証券投資信託 | 1,963 | 210 | 0 |
| 合計 | 1,963 | 210 | 0 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
| 退職給付債務の期首 残高 | 2,209百万円 | 2,318百万円 |
| 勤務費用 | 202 | 159 |
| 退職給付の支払額 | 122 | 166 |
| その他 | 29 | 38 |
| 退職給付債務の期末 残高 | 2,318 | 2,350 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|-------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,318百万円 | 2,350百万円 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 2,318 | 2,350 |
| 退職給付引当金 | 2,318 | 2,350 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 2,318 | 2,350 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度 | 当事業年度 |
|------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
| 勤務費用 | 202百万円 | 159百万円 |

| | | |
|-----------------|-----|-----|
| その他 | 87 | 24 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 289 | 184 |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度173百万円、当事業年度171百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：百万円）

| | 前事業年度 （平成29年3月31日） | 当事業年度 （平成30年3月31日） |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 退職給付引当金 | | 719 |
| | 709 | |
| 賞与引当金 | 224 | 244 |
| 未払事業税 | 169 | 162 |
| 出資金評価損 | 98 | 94 |
| 投資有価証券評価損 | 65 | 68 |
| 連結法人間取引（譲渡損） | 5 | 5 |
| その他 | 185 | 308 |
| 繰延税金資産小計 | 1,458 | 1,602 |
| 評価性引当額 | 201 | 200 |
| 繰延税金資産合計 | 1,257 | 1,402 |
| 繰延税金負債 | | |
| 連結法人間取引（譲渡益） | 639 | 639 |
| その他有価証券評価差額金 | 146 | 164 |
| 繰延税金負債合計 | 786 | 804 |
| 繰延税金資産の純額 | 470 | 598 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（平成29年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（平成30年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-----|---|-----------|-------------------|---------|-----------------------|-----------|-------------|---------------|----|---------------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有) 直接100.0 | 経営管理 | 債務保証 (注) | 1,685 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金又は出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|---|-----------|---------------|---------|-------------------|-----------|---------|-----------|----|-----------|
| 子会社 | Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. | Singapore | 133 | 金融商品取引業 | (所有)直接100.0 | 経営管理 | 債務保証(注) | 1,701 | - | - |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金(百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円)(注1) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-------------|---------------------|---------|----------------|---------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|---------|-----------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料(注2) | 23,238 | 未払手数料 | 3,298 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入(注3) | 768 | 未払費用 | 218 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料(注4) | 1,036 | 長期差入保証金 | 1,028 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金または出資金 (百万円) | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 (%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) (注1) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|-------------|---------------------|---------|--------------------|---------|-----------------------|-----------------|------------------|-----------------------|---------|---------------|
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和証券(株) | 東京都千代田区 | 100,000 | 金融商品取引業 | - | 証券投資信託受益証券の募集販売 | 証券投資信託の代行手数料(注2) | 23,216 | 未払手数料 | 3,913 |
| 同一の親会社をもつ会社 | (株)大和総研ビジネス・イノベーション | 東京都江東区 | 3,000 | 情報サービス業 | - | ソフトウェアの開発 | ソフトウェアの購入(注3) | 1,020 | 未払費用 | 233 |
| 同一の親会社をもつ会社 | 大和プロパティ(株) | 東京都中央区 | 100 | 不動産管理業 | - | 本社ビルの管理 | 不動産の賃借料(注4) | 1,048 | 長期差入保証金 | 1,055 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) | |
|--|------------|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 15,158.25円 | 1株当たり純資産額 | 15,576.40円 |
| 1株当たり当期純利益 | 4,421.51円 | 1株当たり当期純利益 | 4,857.40円 |

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) | 当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益(百万円) | 11,533 | 12,670 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

| | | 当中間会計期間 (2018年9月30日) |
|-------------|---|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | | 21,097 |
| 有価証券 | | 0 |
| 未収委託者報酬 | | 12,445 |
| その他 | | 2,329 |
| 流動資産合計 | | 35,872 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 199 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 2,162 |
| その他 | | 449 |
| 無形固定資産合計 | | 2,612 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 7,521 |
| 関係会社株式 | | 1,836 |
| 繰延税金資産 | | 964 |
| その他 | | 1,286 |
| 投資その他の資産合計 | | 11,608 |
| 固定資産合計 | | 14,420 |
| 資産合計 | | 50,293 |

(単位:百万円)

| | | 当中間会計期間 (2018年9月30日) |
|-------------|--|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 7,165 |

| | | |
|--------------|---|--------|
| 未払費用 | | 3,666 |
| 未払法人税等 | | 859 |
| 賞与引当金 | | 611 |
| その他 | 2 | 552 |
| 流動負債合計 | | 12,855 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 2,335 |
| 役員退職慰労引当金 | | 144 |
| その他 | | 3 |
| 固定負債合計 | | 2,483 |
| 負債合計 | | 15,338 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 15,174 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 11,495 |
| 資本剰余金合計 | | 11,495 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | 374 |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | | 7,643 |
| 利益剰余金合計 | | 8,017 |
| 株主資本合計 | | 34,687 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 267 |
| 評価・換算差額等合計 | | 267 |
| 純資産合計 | | 34,955 |
| 負債・純資産合計 | | 50,293 |

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

| | 当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) |
|---------|--|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 39,713 |
| その他営業収益 | 351 |
| 営業収益合計 | 40,065 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 18,868 |
| その他営業費用 | 6,357 |

| | | |
|--------------|---|--------|
| 営業費用合計 | | 25,226 |
| 一般管理費 | 1 | 5,925 |
| 営業利益 | | 8,913 |
| 営業外収益 | 2 | 418 |
| 営業外費用 | 3 | 86 |
| 経常利益 | | 9,244 |
| 特別利益 | | - |
| 特別損失 | 4 | 29 |
| 税引前中間純利益 | | 9,215 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 2,628 |
| 法人税等調整額 | | 125 |
| 中間純利益 | | 6,462 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | |
|-----------------------|--------|--------|-------|--------------|-------------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | |
| | | | | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,370 | 13,744 | 40,414 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | | 480 | 480 | 480 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 13,850 | 14,225 | 40,895 |
| 当中間期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | 12,669 | 12,669 | 12,669 |
| 中間純利益 | - | - | - | 6,462 | 6,462 | 6,462 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額) | - | - | - | - | - | - |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - | 6,207 | 6,207 | 6,207 |
| 当中間期末残高 | 15,174 | 11,495 | 374 | 7,643 | 8,017 | 34,687 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-----------------------|--------------|------------|--------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 216 | 216 | 40,631 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | | | 480 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | | | 41,112 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | 12,669 |
| 中間純利益 | - | - | 6,462 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 50 | 50 | 50 |
| 当中間期変動額合計 | 50 | 50 | 6,156 |
| 当中間期末残高 | 267 | 267 | 34,955 |

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|--------|
| 建物 | 10～18年 |
| 器具備品 | 4～20年 |

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(税効果会計に係る会計基準の適用指針の適用)

「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用しており、子会社株式等に対する投資に係る将来加算一時差異に基づく繰延税金負債を過年度に遡及して取り崩した結果、貸借対照表の繰延税金負債が480百万円減少し、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高が480百万円増加しております。

(表示方法の変更)

(『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

当中間会計期間

(2018年9月30日現在)

| | |
|--------|--------|
| 有形固定資産 | 280百万円 |
|--------|--------|

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間(2018年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,743百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

| | 当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) |
|--------|--|
| 有形固定資産 | 16百万円 |
| 無形固定資産 | 436百万円 |

2 営業外収益の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) |
|-----------|--|
| 有価証券償還益 | 132百万円 |
| 投資有価証券売却益 | 124百万円 |
| 為替差益 | 104百万円 |

3 営業外費用の主要項目

| | 当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) |
|-----------|--|
| 有価証券償還損 | 32百万円 |
| 投資有価証券売却損 | 24百万円 |
| 固定資産除却損 | 13百万円 |

4 特別損失の主要項目

当中間会計期間

(自 2018年4月1日
至 2018年9月30日)

関係会社整理損失

29百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

| | 当事業年度期首 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 |
|-------|----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,608 | - | - | 2,608 |
| 合計 | 2,608 | - | - | 2,608 |

2. 配当に関する事項

配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2018年6月25日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,669 | 4,857 | 2018年3月31日 | 2018年6月26日 |

(金融商品関係)

当中間会計期間(2018年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

| | 中間貸借対照表計上額(*1) | 時価(*1) | 差額 |
|-----------------------------|----------------|----------|----|
| (1) 現金・預金 | 21,097 | 21,097 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 12,445 | 12,445 | - |
| (3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 | 6,551 | 6,551 | - |
| 資産合計 | 40,094 | 40,094 | - |
| (1) 未払金 | (7,096) | (7,096) | - |
| (2) 未払費用(*2) | (3,089) | (3,089) | - |
| 負債合計 | (10,186) | (10,186) | - |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負 債

（1）未払金及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

| 区分 | 当中間会計期間 |
|-------|---------|
| 非上場株式 | 970 |
| 子会社株式 | 1,836 |
| 差入保証金 | 1,071 |

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2018年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,836百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

| | 中間貸借対照表 計上額 (百万円) | 取得原価 (百万円) | 差額 (百万円) |
|-----------------------|-------------------------|---------------|-------------|
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| （1）株式 | 129 | 55 | 74 |
| （2）その他 | | | |

| | | | |
|-------------------------------|-------|-------|-----|
| 証券投資信託 | 4,148 | 3,765 | 383 |
| 小計 | 4,277 | 3,820 | 457 |
| 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | | | |
| 証券投資信託 | 2,274 | 2,378 | 104 |
| 小計 | 2,274 | 2,378 | 104 |
| 合計 | 6,551 | 6,198 | 352 |

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 970百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) | |
|--|------------|
| 1株当たり純資産額 | 13,400.41円 |
| 1株当たり中間純利益 | 2,477.30円 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 当中間会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日) | |
|--|-----------|
| 中間純利益(百万円) | 6,462 |
| 普通株式に係る中間純利益(百万円) | 6,462 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,608,525 |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

提出日前1年以内において、定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項に該当する事実はありません。

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（2018年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙から本文の前までの記載等について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。

目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

委託会社等の情報、受託会社に関する情報を記載することがあります。

詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。

- ・委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等
- ・請求目論見書の入手方法及び投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
使用開始日を記載することがあります。

届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。

- ・届出をした日及び当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
- ・届出をした日、届出が効力を生じている旨及び効力発生日
次の事項を記載することがあります。
- ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載

委託会社、当ファンドのロゴ・マーク等を記載することがあります。

ファンドの形態等を記載することがあります。

図案を採用することがあります。

ファンドの管理番号等を記載することがあります。

委託会社のインターネットホームページのアドレスに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含まれます。）を掲載することがあります。

UD FONT マークおよび説明文を記載することがあります。

(2) 当ファンドは、評価機関等の評価を取得、使用する場合があります。

(3) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

(4) 請求目論見書に当ファンドの投資信託約款の全文を記載します。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高波 博之 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 貞廣 篤典 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内田 和男 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第59期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成31年1月18日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンドの平成30年6月16日から平成30年12月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ/フィデリティ・アジア3資産分散ファンドの平成30年12月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月22日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

| | | |
|--------------------|-------|----------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小倉 加奈子 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 間瀬 友未 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 深井 康治 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2018年4月1日から2018年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。